

*公開に当たっては、白紙のページは省略しています。
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

令和7年度

行政監査結果報告書

備蓄倉庫等における災害備蓄物資の管理について

令和8年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 7 年度行政監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、令和 7 年 5 月 22 日までは木もとひろゆき前監査委員が、同月 23 日からは野もとあきとし監査委員が関与した。

令和 8 年 2 月 17 日

新宿区監査委員	國 井	政 利
同	平 井	光 雄
同	石 黒	清 子
同	野もと	あきとし

目 次

I 監査の概要

第1	監査の種類及び目的	1
第2	監査のテーマ	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の主な着眼点	3
第5	監査の日程	4
第6	監査の実施方法	4

II 監査対象の現況

第1	物資の備蓄及び供給等に係る区の主な取組	7
1	食料・飲料水・生活必需品等の備蓄	7
2	医薬品・医療器具の整備	7
3	各自治体等との相互援助協定の締結	7
4	物資供給に係る民間団体等との各種協定の締結	7
5	防災用品のあっせん・区内全世帯への配布	8
6	災害時受援応援計画の整備	8
第2	災害備蓄物資の管理状況	8
1	災害備蓄物資の配備、管理	8
2	備蓄状況	9
第3	関係機関・団体等との連携体制	14
1	国・地方公共団体との相互協力	14
2	公共的団体等との協定	14
3	民間団体・学校等との協定	14

III 監査実施による状況確認

(着眼点別状況確認)

IV その他の取組

第1	区立公園の災害用トイレ等の整備	35
第2	在宅避難のための防災用品の備蓄の推進	35

V 監査の結果

第1	総括意見	37
第2	着眼点別意見	37
第3	今後に向けて	42

資料等

資料1	監査対象施設一覧	45
資料2	実地監査チェック表	49
参考資料1	災害発生時の新しい医療体制	51
参考資料2	災害備蓄物資の供給に関連する協定・覚書等の締結状況	52
参考資料3	区災害対策本部の組織体制（震災時）	55
参考資料4	避難所運営管理マニュアル（標準版）抜粋	56
参考資料5	新宿区避難所開設・運営方針	66
参考資料6	災害用トイレ区立公園設置一覧	69

I 監査の概要

I 監査の概要

第1 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第2項の規定、新宿区監査基準（令和2年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。）及び令和7年度監査基本計画に基づき、テーマを掲げて行う行政監査である。

監査基準第3条第1項第2号に準拠し、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて、監査を実施した。

なお、本報告書は、監査基準第16条に準拠し、作成したものである。

第2 監査のテーマ

備蓄倉庫等における災害備蓄物資の管理について

【選定理由】

令和6年元日に発生した能登半島地震や同年8月の南海トラフ地震臨時情報の発表、また豪雨災害の頻発など、自然災害の脅威や、こうした災害への備えの重要性が改めて強く認識されており、「令和6年度新宿区区民意識調査」の区に力を入れて取り組んでほしい区政への要望においても、震災・水害対策については、令和元年度以降、最も高くなっている。とりわけ、これまでの大規模災害において課題となっているのが、食料・飲料水・生活必需品等の不足やトイレの備えである。

こうした中、区は、「新宿区地域防災計画」、「新宿区事業継続計画（BCP）」及び「新宿区災害時受援応援計画」の見直しを行い、災害備蓄物資の確保と円滑な供給に向けて取り組んでいるところである。

そこで、今回の監査では、災害備蓄物資の適切な保管・管理状況や災害時における物資の調達等について調査し、検証することにより、区の効率的かつ効果的な災害対策に資することを目的として、テーマを選定した。

第3 監査の対象

今回の行政監査は、首都直下地震などが発生した際に、避難を余儀なくされる区民の安全を第一に確保するための一次避難所、二次避難所（福祉避難所）（以下「福祉避難所」という。）、医療救護所、帰宅困難者等一時滞在施設及び避難場所における災害備蓄物資の保管・管理状況について監査を行った。また、

これらの避難施設に対し災害備蓄物資をバックアップする区備蓄倉庫や災害医療救護支援センター、非常配備態勢要員となる職員用の災害備蓄物資についても監査対象とした。

本報告書における災害備蓄物資保管場所等の定義は、表 1 のとおりである。なお、監査対象とした災害備蓄物資の保管場所の一覧（職員用災害備蓄物資を除く。）は資料 1 のとおりである。

表 1 災害備蓄物資保管場所等の定義

令和 7 年 4 月 1 日現在

名称	定義
区備蓄倉庫	【41 か所】 区施設や高層ビル等に設置され、広域的な活動資機材及び避難所等への追加供給物資を保管している。
一次避難所	【51 か所】 家屋の倒壊や焼失などで、住居を失った者又は現に被害を受けるおそれがある者及び救援を要する者を一時的に受け入れ、保護するために開設する場所で、学校等を指定している。食料・飲料水・生活必需品など、避難所運営や被災者が避難生活を送る上で最低限必要な物資を保管している。
福祉避難所	【68 か所（区施設 47 か所、民間施設 21 か所）】 自宅や一次避難所での生活が困難な高齢者や障害者等を受け入れる。食料・飲料水・生活必需品など、避難所運営や避難生活を送るために最低限必要な物資を保管している。
医療救護所 [※]	【10 か所（一次避難所に併設）】 傷病者に対する応急処置等の医療救護活動を実施する。そのための医療資機材や医薬品を保管している。
災害医療救護支援センター	【1 か所（東新宿保健センター）】 医療救護活動を後方支援する拠点としての役割を担い、医療情報の収集及び提供、医療関係者等の受入れ等を行う。そのための資機材や医療従事者の食料・飲料水・生活必需品などを保管している。また、新宿区薬剤師会が医薬品を別途保管している。
帰宅困難者等一時滞在施設	【25 か所（区施設）】 大規模地震発生により交通機能が停止した場合に、帰宅困難者等を一時的に受け入れる。本監査では、区施設のみを対象としている。

避難場所	<p>【11 か所】</p> <p>大震災時に発生する延焼火災やその他の危険から、避難者の生命を保護するために、必要な面積を有する大規模公園、緑地、耐火建築物地域等のオープンスペース。本監査では、避難場所のうち、施設管理者と覚書等を締結し、災害備蓄物資を配備している2か所を対象としている。</p>
職員用災害備蓄物資	<p>非常配備態勢要員となる職員のための災害備蓄物資。本庁舎のほか、特別出張所等の各職場において食料・飲料水・生活必需品などを保管している。</p>

※医療救護所について、令和7年12月15日から新体制に変更となり、緊急医療救護所（8か所：災害拠点病院等の敷地内又は近接地に設置）と災害時保健室（10か所：区立小中学校の一次避難所に設置）となった（参考資料1）。

【対象部局等】

総務部・危機管理担当部、地域振興部、文化観光産業部、福祉部、子ども家庭部・子ども総合センター、健康部、環境清掃部、教育委員会事務局（学校・幼稚園を含む。）・中央図書館、その他備蓄倉庫等の設置・管理に関連する部局及び施設管理者（指定管理者を含む。）

第4 監査の主な着眼点

災害備蓄物資に関しては、平成12年度に行政監査を実施している。平成12年度の監査では、「備蓄倉庫・災害備蓄物資の管理について」をテーマとし、備蓄倉庫の地域別配置や適正管理、災害備蓄物資の品目選定・配備基準・購入・処分・管理状況・配送計画及び各種協定等の実効性の確保などを着眼点に監査を行っている。

今回の監査では、こうした着眼点を踏まえるとともに、災害時における災害備蓄物資の供給の実効性という観点から、災害備蓄物資を円滑に搬出するための災害備蓄物資の配置や内容の明示などの保管・管理状況、物資調達のための輸送や各種協定による連携及び避難所等の体制の整備、また、これらに関する訓練の実施などの運用面を重視するとともに、災害時要配慮者への対応と非常配備態勢要員となる職員の備蓄について、6つの着眼点から監査を実施した。

【主な着眼点】

- 1 備蓄倉庫等の地域別配置等は適切か。また、耐震性及び耐火性等を備えているか。
- 2 災害備蓄物資の備蓄目標の設定や、災害備蓄物資の選定及び調達は、適切

に行われ、必要数量が整備されているか。また、災害備蓄物資は女性や乳幼児、高齢者、障害者などに配慮したものとなっているか。

- 3 保管場所の環境管理・維持管理は適切にされているか。また、災害備蓄物資の保管、在庫管理及び更新等が適切に行われ、災害備蓄物資が使用できる状態に維持されているか。
- 4 災害備蓄物資は円滑に搬出・供給できる体制となっているか。また、備蓄倉庫等からの輸送が、適切に行えるようになっているか。
- 5 非常配備態勢要員となる職員のための災害備蓄物資の配備・管理等は、適切に行われているか。
- 6 各種協定等により、関係機関・団体等との連携体制は確保されているか。

第5 監査の日程

令和7年4月4日（金）から令和8年1月26日（月）まで

第6 監査の実施方法

1 書面調査及び実地監査

本監査では、書面調査及びこれに基づく実地監査を行った。実地監査では、監査対象として、災害備蓄物資の保管場所の区分や地域別配置を考慮し、区備蓄倉庫41か所のうち9か所、一次避難所51か所のうち6か所、福祉避難所68か所のうち9か所、医療救護所10か所のうち2か所、災害医療救護支援センター1か所、帰宅困難者等一時滞在施設25か所のうち4か所を抽出した。また、職員用災害備蓄物資については、本庁舎及び特別出張所10か所のうち2か所の計3か所を抽出し、各保管場所における災害備蓄物資の保管・管理状況等について確認を行った。

監査委員は、監査対象とした施設のうち9施設に対し、対象部局や施設管理者(指定管理者を含む。)へのヒアリングを行うとともに、保管場所に立ち入り、チェック表(資料2)を用いて実地監査を行った。

事務局職員は、実地監査に先立ち、監査対象とした全ての保管場所に対し書面調査を行った。また、対象部局や施設管理者(指定管理者を含む。)へのヒアリングを行うとともに、保管場所に立ち入り、チェック表(資料2)を用いて実地監査を行った。

実地監査の対象は、表2のとおりである。

2 監査委員質問

対象部局から関係課長等の出席を求め、表3のとおり監査委員質問を行った。

表2 実地監査一覧

No.	施設名	区分						実施日	監査対象所管部局
		区備蓄倉庫	一次避難所	福祉避難所	医療救護所	帰宅困難者	職員用		
1	落合第一地域センター 落合第一特別出張所	○				○	○	6月2日	危機管理担当部 危機管理課 地域振興部 落合第一特別出張所
2	本庁舎						○	10月24日	危機管理担当部 危機管理課
3	新宿ファーストウエスト	○						10月29日	危機管理担当部 危機管理課
4	北新宿防災倉庫	○						10月31日	危機管理担当部 危機管理課
5	四谷スポーツスクエア					○		11月4日	危機管理担当部 危機管理課 地域振興部 生涯学習スポーツ課
6	津久戸小学校	○	○		○			11月7日	危機管理担当部 危機管理課 健康部 健康政策課
7	北山伏地域交流館			○					福祉部 地域福祉課、地域包括ケア推進課
8	北山伏児童館			○					福祉部 地域福祉課 子ども総合センター 子育て支援課
9	障害者福祉センター	○		○				11月20日	危機管理担当部 危機管理課 福祉部 地域福祉課、障害者福祉課
10	四谷地域センター 四谷特別出張所	○				○	○	10月1日	危機管理担当部 危機管理課 地域振興部 四谷特別出張所
11	新宿コスミックスポーツセンター					○		10月7日	危機管理担当部 危機管理課 地域振興部 生涯学習スポーツ課
12	西戸山タワーガーデン	○						10月21日	危機管理担当部 危機管理課
13	北新宿第二地域交流館			○				10月24日	福祉部 地域福祉課、地域包括ケア推進課
14	北新宿子ども家庭支援センター			○					福祉部 地域福祉課 子ども総合センター 子ども相談支援課
15	榎町子ども家庭支援センター	○		○				10月28日	危機管理担当部 危機管理課 福祉部 地域福祉課 子ども総合センター 子ども相談支援課
16	西早稲田中学校		○					10月30日	危機管理担当部 危機管理課
17	西新宿小学校		○		○			10月31日	危機管理担当部 危機管理課 健康部 健康政策課
18	東五軒町地域交流館			○				11月5日	福祉部 地域福祉課、地域包括ケア推進課
19	東五軒町児童館			○					福祉部 地域福祉課 子ども総合センター 子育て支援課
20	東新宿保健センター					○			健康部 健康政策課
21	落合第二中学校		○					11月10日	危機管理担当部 危機管理課
22	天神小学校		○					11月11日	危機管理担当部 危機管理課
23	戸山シニア活動館	○		○					危機管理担当部 危機管理課 福祉部 地域福祉課、地域包括ケア推進課
24	富久小学校		○					11月12日	危機管理担当部 危機管理課
合計件数		9	6	9	3	4	3		
		34							

※No. 1～9は監査委員監査、No. 10～24は事務局監査

※区分の「医療救護所」欄は、災害医療救護支援センターを含む。

※本表の監査対象所管部局は、災害備蓄物資の管理等に係る主たる所管部署及び施設の所管部署とし、小中学校の所管部署は含めない。

表3 監査委員による質問実施状況

実施日	対象	対象課
令和7年12月17日	備蓄倉庫等における災害備蓄物資の管理について	危機管理担当部危機管理課 福祉部地域福祉課 健康部健康政策課

Ⅱ 監査対象の現況

II 監査対象の現況

第1 物資の備蓄及び供給等に係る区の主な取組

1 食料・飲料水・生活必需品等の備蓄

ビスケット、アルファ化米、粉ミルクなどの食料、粉ミルクの調乳用の水、毛布、紙おむつ、災害用トイレ、携帯トイレ・簡易トイレ^{※1}、トイレットペーパーといった生活必需品等を避難所や区備蓄倉庫に配備している。各避難所等において災害備蓄物資の十分な保管場所が確保できないため、発災2日目以降は、区備蓄倉庫から各避難所等へ輸送することを想定している。

飲料水については、区立小中学校の受水槽から給水することとなっているが、受水槽のない避難所については、飲料水を配備している^{※2}。

※1 携帯トイレは、水が流せない状況で使う便袋と凝固剤がセットになっているもので、主に建物内の既設トイレの洋式便座に被せて使用し、原則1回ごとに処分する。簡易トイレは、主に建物内の既設トイレが使用できない場合などに室内で組み立てて使用する。

※2 このほか、飲料水については、淀橋給水所や鶴巻南公園、百人町ふれあい公園の応急給水槽から給水することとなっている。また、生活用水は、区立小中学校のプール等の水を利用できるように整備している。

2 医薬品・医療器具の整備

発災時には新宿区医師会、区内歯科医師会、新宿区薬剤師会などと連携し、医療救護活動を実施する。区内10か所の医療救護所には、医薬品や医療器具を備蓄していたが、令和7年度に災害医療体制を見直し、災害拠点病院等の敷地内又は近接地に緊急医療救護所を設置して、区内10か所の一次避難所（区立小中学校）に災害時保健室を設置することにより、発災後72時間の医療体制の強化を図っている（参考資料1）。

3 各自治体等との相互援助協定の締結

23区では「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を締結している。また、友好都市である長野県伊那市をはじめ、各自治体と計4件の相互援助協定を締結し、災害時の物資供給や人的援助の確保に努めている（参考資料2）。

4 物資供給に係る民間団体等との各種協定の締結

災害時に安定的に物資の供給を受けられるよう、燃料の供給や区備蓄倉庫から避難所への物資輸送、簡易ベッド等の供給について、民間団体等と各種協定を締結している（参考資料2）。災害時には各避難所への物資の輸送が不可欠であり、物流業務を円滑に実施するための協定を締結し、輸送体制の確保を図っている。避難所等には区備蓄倉庫からの物資輸送を想定しており、協定締結事業者と調整し、車両の調達及び必要な物資輸送を行う。

5 防災用品のあっせん・区内全世帯への配布

区では、大地震発生時に、可能な限り住み慣れた自宅での在宅避難を推進しており、家庭向け防災用品をあっせんしている。あっせん品目は、家具転倒防止板、ガラス飛散防止フィルム等の家具転倒防止器具のほか、アルファ化米、保存水、携帯トイレ・簡易トイレ等の食料・飲料水・生活必需品等である。また、家具転倒防止器具の無料取付けも実施している。令和6年度には、携帯トイレや食料のサンプル等を区内全世帯に配布し、災害への日頃の備えについて更なる周知啓発を行った。

6 災害時受援応援計画の整備

東京都が平成30年1月に「東京都災害時受援応援計画」を策定したことを踏まえ、区では令和2年3月に「新宿区災害時受援応援計画」を策定し、大規模災害時の区の受援応援体制を具体化して、他自治体からの応援職員や支援物資等の効果的な活用により、災害対応力を一層強化することとした。また、令和5年11月に公表された都の「東京都災害時受援応援計画」の改定内容を反映するとともに、令和6年度改定の「新宿区事業継続計画（BCP）」との整合性を確保することにより、「新宿区災害時受援応援計画」の実行性の向上を図るため、令和7年3月に同計画を改定した。

第2 災害備蓄物資の管理状況

1 災害備蓄物資の配備、管理

区の災害備蓄物資は、区備蓄倉庫、一次避難所、福祉避難所、医療救護所、災害医療救護支援センター、帰宅困難者等一時滞在施設及び避難場所にそれぞれ配備している。また、非常配備態勢要員となる職員用の災害備蓄物資は、本人保管分を除き、本庁舎及び各職場に配備している。

災害備蓄物資の配備、管理、更新、処分に係る主たる所管部署について、区備蓄倉庫、一次避難所、帰宅困難者等一時滞在施設、避難場所及び職員用の災害備蓄物資は危機管理担当部危機管理課、福祉避難所の災害備蓄物資は福祉部地域福祉課、医療救護所（令和7年12月15日以降は緊急医療救護所及び災害時保健室）及び災害医療救護支援センターの災害備蓄物資は健康部健康政策課である。各施設に配備された災害備蓄物資の管理は、これらの主たる所管部署に加え、各施設の所管部署や施設管理者（指定管理者を含む。）が連携して行っている。

2 備蓄状況

(1) 災害備蓄物資の備蓄目標の設定

区においては、国が示している被災者の命と生活環境に不可欠な基本8品目(表4)のほか、避難所生活に必要な様々な災害備蓄物資を配備している。食料・飲料水・生活必需品等は、新宿区内における「首都直下地震等による東京の被害想定」(表5)に基づき、区民の最大避難所避難者の3日分の確保を目標としており、さらに、避難所避難者に加え、在宅避難者分も目標数量の対象としている。

表4 国が示す基本8品目

食料	大人用おむつ
毛布	携帯トイレ・簡易トイレ
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	トイレットペーパー
乳児・小児用おむつ	生理用品

「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」
令和7年6月30日 中央防災会議幹事会

表5 東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月)

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
焼失棟数	615棟(倒壊を含む。)	103棟(倒壊を含む。)
屋内収容物による死者(参考値)	6人	6人
屋内収容物による負傷者(参考値)	212人	212人
要配慮者の死者	9人	10人
自力脱出困難者数	485人	561人
避難者数	41,038人	44,708人
避難所へ避難する人	27,359人	29,805人
避難所以外のところへ避難する人	13,679人	14,903人
帰宅困難者数	359,365人	359,365人

※新宿区内における被害想定

(2) 災害備蓄物資の選定及び必要量の備蓄

災害備蓄物資の選定においては、国等の基準を参考にしている。食料は、長期保存可能なもの、個包装で配布しやすいもの、アレルギー対応などを考慮して選定している。その他の品目は、使い捨て可能なものや、応急活動に必要なものを厳選し、配備している。国が示す基本8品目の必要量の算出式は表6のとおりである。表中、アは国のプッシュ型支援^{*}による物資調達の必要量の算出式、イは区における災害備蓄物資の必要量の算出式である。ただし、医療救護所と避難場所は本表からは除く。医療救護所については、令

和 7 年度に体制を変更し、災害備蓄物資の内容についても検証しているところである。

※プッシュ型支援とは、発災時に被災地方公共団体のみでは必要な物資を迅速に調達することが困難と想定されるため、国が都道府県からの具体的な要請を待たずに基本 8 品目のほか、避難所環境の整備に必要な物資、冷暖房機器、感染症対策物資等を調達し、緊急輸送することをいう。

表 6 国が示す基本 8 品目の必要量の算出式

ア 国のプッシュ型支援による物資調達の必要量の算出式

品目	算出式
食料	$(\text{避難所避難者数}^{\ast 1} + \text{避難所外避難者数}^{\ast 2}) \times \text{一人 1 日 当たり 必要量 3 食}$ ※1 避難所避難者数：自宅で生活し続けることが困難となり避難所に避難した者の合計 ※2 避難所外避難者数：避難所以外の場所に避難したが、避難所において物資の提供が必要な者の合計
毛布	$\text{避難所避難者数} \times \text{一人 当たり 必要枚数 2 枚} - \text{被災地方公共団体 備蓄量}$
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0 \text{ 歳 人口 比率} \times \text{一人 1 日 当たり 必要数}^{\ast} \times 4 \text{ 日間}$ ※一人 1 日 当たり 必要数：乳児用粉ミルクは 140 g、乳児用液体ミルクは 1 リットル
乳児・小児用おむつ	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0 \sim 2 \text{ 歳 人口 比率} \times \text{一人 1 日 当たり 必要量 8 枚} \times 4 \text{ 日間}$
大人用おむつ	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{必要者 割合 } 0.005^{\ast} \times \text{一人 1 日 当たり 必要量 8 枚} \times 4 \text{ 日間}$ ※必要者割合 0.005：要介護の高齢者を想定した係数
携帯トイレ・簡易トイレ	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{上水道 支障率}^{\ast} \times \text{一人 1 日 当たり 使用回数 5 回} \times 4 \text{ 日間}$ ※上水道支障率：都県ごとの断水人口の割合（断水率）
トイレットペーパー	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{一人 1 日 当たり 必要量 } 0.18 \text{ 巻}^{\ast} \times 4 \text{ 日間}$ ※必要量 0.18 巻：経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算
生理用品	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 12 \sim 51 \text{ 歳 女性 人口 比率} \times \text{一人 1 期間 (7 日間) 当たり 必要量 } 30 \text{ 枚} \times 1/7^{\ast 1} \times 1/4^{\ast 2} \times 4 \text{ 日間}$ ※1 1/7：生理期間における 1 日当たりの必要数を求めた係数 ※2 1/4：生理期間を 4 週に 1 回と想定した係数

「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和 7 年 6 月 30 日 中央防災会議幹事会）を基に作成

イ 区における災害備蓄物資の必要量の算出式

①一次避難所（区備蓄倉庫を含む。）

品目	算出式
食料	$(\text{避難所避難者数} + \text{在宅避難者数}) \times 3 \text{ 日分}$ ※避難所避難者数：上記表 5 の「首都直下地震等による東京の被害想定」における新宿区最大避難所避難者の想定人数 在宅避難者分は避難所避難者分と同数を備蓄
毛布	避難所避難者一人当たり 2 枚
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	$(0 \text{ 歳児避難所避難者数} + 0 \text{ 歳児在宅避難者数}) \times 3 \text{ 日分}$ 【一般用】 0 歳児の 3 日分 (1 缶 300 g) 【アレルギー用】 0 歳児の 10%※の 3 日分 (1 缶 800 g) ※10%：乳児のアレルギー有症率 【液体ミルク】 0 歳児の最大避難者数の 1 日分 (1 日 6 缶)
乳児・小児用おむつ	$0 \text{ 歳から } 3 \text{ 歳までの避難所避難者数} \times \text{一人 } 1 \text{ 日当たり必要量 } 7 \text{ 枚 (平均値)} \times 3 \text{ 日分}$ ※1 日平均 7 枚使用すると想定し、S・M・L サイズを備蓄
大人用おむつ	$\text{避難所避難者数} \times \text{大人用おむつ利用率 } 5\% \times \text{一人 } 1 \text{ 日当たり必要量 } 1 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日分}$ ※1 大人用おむつ利用率 5%：大手メーカーの調査結果から想定した割合 ※2 尿取りパットを併用、一人当たり 1 日 1 枚と想定し、S・M・L サイズを備蓄
携帯トイレ・簡易トイレ	$\text{避難所避難者数} \times \text{一人 } 1 \text{ 日当たり使用回数 } 5 \text{ 回} \times 3 \text{ 日分}$ ※使用回数：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成 28 年 4 月内閣府）に基づく想定
トイレットペーパー	各避難所における想定必要量
生理用品	$\text{避難所避難者数のうち使用想定者数} \times \text{必要量}$ ※使用想定者数：10 歳から 60 歳までの女性のうち発災時点での 1 避難所当たりの使用想定者数

【参考】食料備蓄基準

品名	対象者
ビスケット	3 歳以上 75 歳未満
アルファ化米	
おかゆ	1～3 歳未満及び 75 歳以上
粉ミルク・液体ミルク	1 歳未満
ミネラルウォーター	
離乳食	7 か月以上 2 歳以下の乳幼児

②福祉避難所

品目	算出式
食料	福祉避難所定員数 [*] ×約1日分 ※定員数は施設ごとに設定
毛布	一人当たり1～2枚程度
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	なし
乳児・小児用おむつ	なし
大人用おむつ	各福祉避難所における想定必要量 ※S・M・Lサイズを備蓄
携帯トイレ・簡易トイレ	福祉避難所定員数×一人1日当たり使用回数7回 [*] ×3日分 ※使用回数：対象が高齢者等であることを考慮し、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月内閣府）に基づく想定数5回に2回上乘せ
トイレットペーパー	各福祉避難所における想定必要量
生理用品	なし

③災害医療救護支援センター

品目	算出式
食料	災害医療救護支援センター従事者 [*] ×6日分 ※災害医療救護支援センター従事者：災害医療コーディネーター3人、災害薬事コーディネーター2人、受援医療ボランティア等 延べ約50人
毛布	一人当たり1枚 [*] ※別途寝袋等を備蓄
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	—
乳児・小児用おむつ	—
大人用おむつ	—
携帯トイレ・簡易トイレ	50人×4セット [*] ※災害医療救護支援センターにおける従事者の最低限必要量
トイレットペーパー	災害医療救護支援センターにおける想定必要量
生理用品	—

（他の避難施設とは異なり、災害医療救護支援センター従事者分のため、国が示す基本8品目全てが該当するものではない。）

④帰宅困難者等一時滞在施設

品目	算出式
食料	各施設帰宅困難者数×3日分
毛布	一人当たり1枚（アルミブランケット）
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	なし
乳児・小児用おむつ	なし
大人用おむつ	なし
携帯トイレ・簡易トイレ	各地域センター及び各区民ホールにおける想定必要量
トイレトペーパー	なし
生理用品	なし

（3）災害備蓄物資の更新及び処分

消費（使用）期限が設定されている品目やメーカーが更新目安を設定している品目等については、各所管部署が更新計画を立て、更新を行っている。更新前の災害備蓄物資について、再利用可能なものはイベント等での配布や、協定締結団体等への寄附等を行い、再利用不可能なものは業者が適切に処分している。

（4）職員用災害備蓄物資の配備

災害発生時には、新宿区災害対策本部条例（昭和39年新宿区条例第35号）及び新宿区災害対策本部条例施行規則（平成8年新宿区規則第76号）に従って区災害対策本部を設置し、災害対策本部長（区長）の統括のもと、区民の生命、生活及び財産の保護の観点から、災害の規模や状況に応じた全庁体制を直ちに確立し、各職員は災害応急対策に従事する（区災对本部の組織体制は参考資料3参照）。また、「新宿区事業継続計画（BCP）」を策定し、業務停止により区民生活に大きな影響をもたらす優先度が高い通常業務を継続して実施するための体制を確保することとしている。そして、災害対応に従事するために必要な職員用の災害備蓄物資を表7のとおり配備している。

表7 職員用災害備蓄物資

品目	算出式
食料	非常配備態勢要員職員数×3日分
毛布	一人当たり1枚（アルミブランケット）
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	—
乳児・小児用おむつ	—

大人用おむつ	—
携帯トイレ・簡易トイレ	非常配備態勢要員職員数×一人1日当たり使用回数5回×3日分
トイレトーパー	通常の在庫を使用
生理用品	—

第3 関係機関・団体等との連携体制

発災時には、被害状況により、他機関に協力を求め、災害対策を実施することが予想される。そこで、区では国や地方公共団体をはじめ、各機関と相互応援協力協定等を締結している。協定等の締結状況は参考資料2のとおりである。

1 国・地方公共団体との相互協力

国土交通省関東地方整備局とは、新宿区の区域内で災害が発生又は発生するおそれがある場合の各種情報の交換等による災害対処のため、「災害時の情報交換に関する協定」等を締結している。

東京都とは、職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資機材の提供及びあっせん等の協力に関する協定や、「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」、「消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書」など、各種協定等を締結し、応急体制の強化を図っている。

また、特別区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るための「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を締結している。さらに、伊那市、北杜市、沼田市及び赤穂義士親善友好都市とそれぞれ相互援助協定を締結している。

2 公共的団体等[※]との協定

発災時の医療救護活動や調剤、服薬指導及び医薬品管理、医薬品等の調達等が迅速に処置されるよう、新宿区医師会や新宿区歯科医師会及び新宿区四谷牛込歯科医師会、新宿区薬剤師会とそれぞれ協定を締結している。

また、東京都柔道整復師会新宿支部との応急救護活動協定、東京都獣医師会新宿支部との動物救護活動に関する協定など、各団体と幅広く協定等を締結している。

[※]公共的団体等とは、地域赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等をいう。

3 民間団体・学校等との協定

(1) 物資供給事業者等との協定

官民一体となった災害対策を推進するため、区では物資供給事業者等[※]との協定締結を進めている。燃料確保のための石油類の優先供給に関する協定

や、物資輸送等に関する協定など、物資等の供給や輸送力確保に関する各種協定を締結している。また、災害救助用資機材の保管や提供に関する協定等も締結している。

※物資供給事業者等とは、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他民間の団体をいう。

(2) 避難場所等の確保や帰宅困難者対策のための協定

学校法人や民間団体等と、避難所施設利用に関する協定等を締結している。また、医療法人や社会福祉法人等と、災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定を締結し、これらの民間施設には、必要に応じて区が災害備蓄物資を配備している。

帰宅困難者対策として、一斉帰宅の抑制や情報提供を図るため、民間団体等と、帰宅困難者等一時滞在施設の提供に関する協定を締結しており、民間施設における帰宅困難者対策用の災害備蓄物資は、各民間団体が配備している。

また、避難場所として指定している施設のうち、新宿御苑及び都立戸山公園については、覚書等を締結し、区が避難場所の運営用資機材を配備している。

Ⅲ 監査実施による状況確認

Ⅲ 監査実施による状況確認

監査対象について、本監査における6つの着眼点（P3参照）に基づき、災害備蓄物資の管理状況等の確認及び各所管部署へのヒアリングや実地監査を行った。その結果は以下のとおりである。

着眼点 1

備蓄倉庫等の地域別配置等は適切か。また、耐震性及び耐火性等を備えているか。

(1) 地域別配置

区備蓄倉庫、一次避難所、福祉避難所及び医療救護所は各地域にそれぞれ配置されている。区備蓄倉庫は計41か所、一次避難所は区立小中学校を中心に計51か所、福祉避難所は区立障害者施設、高齢者施設、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、新宿養護学校に加え、民間高齢者施設等を含め計68か所、医療救護所は計10か所である。また、帰宅困難者等一時滞在施設についても、地域センターやスポーツ施設など、各地域にそれぞれ配置され、計25か所である。これらの地域別配置状況は、表8のとおりである。

「新宿区地域防災計画」では、区備蓄倉庫を各地域に配置する計画とはなっていない。戸塚地域には区備蓄倉庫の配置はなく、他地域の区備蓄倉庫から戸塚地域内の各避難所等に災害備蓄物資を輸送することとなっている。

なお、区備蓄倉庫から各避難所等への具体的な輸送計画は定められていなかった。

表8 地域別配置状況

令和7年4月1日現在

地域	区備蓄倉庫	一次避難所	福祉避難所	帰宅困難者等一時滞在施設
四谷	5か所	6か所	6か所	5か所
篁筈町	2か所	5か所	8か所	2か所
榎町	3か所	7か所	11か所	2か所
若松町	3か所	6か所	6か所	1か所
大久保	9か所	5か所	5か所	5か所
戸塚	0か所	9か所	9か所	3か所
落合第一	3か所	5か所	9か所	1か所
落合第二	2か所	4か所	6か所	1か所
柏木	2か所	3か所	5か所	2か所
角筈・区役所	12か所	1か所	3か所	3か所
計	41か所	51か所	68か所	25か所

※医療救護所：各地域に1か所配置（医療救護所は令和7年12月15日から新体制に変更となった（参考資料1）。）

※災害医療救護支援センターは1か所、避難場所は2か所のため、本表からは除く。

(2) 保管場所へのアクセス、倉庫表示

保管場所は搬出等を想定し、設置階数や通路及び搬出スペースの確保を考慮して選定している。また、区備蓄倉庫や一次避難所においては、原則として入口に表示を行い、災害備蓄物資の保管場所を周知することとしている。一部で施設内でのアクセスが複雑な施設が見られたが、関係職員等には場所の周知を徹底していることを確認した。

《倉庫表示例①》



《倉庫表示例②》



(3) 保管場所の耐震性・耐火性・浸水対策

梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等の浸水被害が発生するなど、複合災害の発生が懸念される。また、地震による火災が発生すると、広範囲の延焼被害が発生するおそれもある。所管部署への調査では、各保管場所については、耐震基準及び防火基準を満たしており、浸水ハザードマップの浸水深以下の場所には設置しない等の配慮がされていることを確認した。

着眼点 2

災害備蓄物資の備蓄目標の設定や、災害備蓄物資の選定及び調達は、適切に行われ、必要数量が整備されているか。また、災害備蓄物資は女性や乳幼児、高齢者、障害者などに配慮したものとなっているか。

(1) 備蓄目標の設定、災害備蓄物資の選定及び調達

ア 備蓄目標の設定

備蓄目標の設定について、区では、各地で発生している災害による被害を教訓として物資の追加配備を行うなど、適時見直しを図っている。一次避難所では、既存の災害備蓄物資に加え、避難所運営管理協議会*や避難所防災訓練等での区民ニーズの意見聴取、感染症対策、国等の基準や他自治体の事例等を参考に、新たな災害備蓄物資の配備や増量などに努めている。例えば、災害時のトイレの不足が社会問題化したことから、備蓄目標を見直し、携帯

トイレの追加配備を行っている。また、国の指針に基づき、避難者一人当たり2枚の毛布を配備することを目標とし、不足分の毛布を追加配備するなど、災害備蓄物資の更なる充実を図っていた。加えて、一次避難所等に配備している災害救助用医療品セットについて、所管部署において内容を見直し、令和6年度から令和7年度にかけて更新していた。また、前述したとおり、令和7年度に医療救護所の体制が見直しとなったことから、新体制の災害時保健室における災害備蓄物資の内容についても検証している。

その一方で、配備している災害備蓄物資の中には、選定理由や数量根拠が不明な品目が複数見られ、備蓄数量の充足率を満たしているのか検証できないものがあった。また、備蓄計画に含まれ配備しているものの、災害時に真に必要な物資であるか不明確なものも見られた。

※避難所運営管理協議会とは、災害時における避難所の自主的かつ円滑な運営管理を目的とし、防災区民組織、学校、PTA及び区等で構成される組織のことで、避難所の開設や運営を行う。

イ 災害備蓄物資の選定・調達

災害備蓄物資の選定・調達は各所管部署が行い、各施設等で保管している。

【一次避難所】

飲料水について、受水槽のある区立小中学校の一次避難所では粉ミルク用以外のペットボトル飲料水は備蓄していない。令和6年度に内閣府が実施した「災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査結果」（令和7年1月内閣府公表）によると、都内の7割近くの自治体がペットボトル飲料水（500ml）を備蓄している。この点について、区ではペットボトル飲料水を備蓄する広い保管場所の確保が困難であるため、受水槽からの給水を想定している。そこで、避難所防災訓練において、給水用資材の保管場所や残留塩素の検査方法等の確認を行っている。生活用水についても、プールの水を利用する際の、ろ水器の使用方法等について確認している。

また、間仕切りや簡易ベッドについて、避難所の生活環境やプライバシー確保の観点からニーズが高まっており、これらの供給に関しては、備蓄とはせず、民間事業者と協定を締結し、発災時に優先的に供給される体制を整えている。一方、こうした協定の締結に加え、「大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、指定避難所や物資拠点に最低限必要な備蓄を確保すること」（内閣府通知令和6年7月4日付け事務連絡）とされている。この点について、区では、避難生活が長期化した場合には協定事業者から簡易ベッドの供給を受けることを想定しているとのことである。なお、間仕切りについては、防寒シートセットを梱包している段ボールを活用することとしており、避難所防災訓練においてサンプルを用いた設置訓練を行っていることを確認した。

【福祉避難所】

福祉避難所において、各施設の定員数に応じ、食料・飲料水を約1日分備蓄し、その後は区備蓄倉庫等からの輸送により物資を調達する想定である。乳児・小児用おむつや乳児用粉ミルク等は福祉避難所の災害備蓄物資として配備されていないが、これは乳幼児等は一次避難所で受け入れる想定となっているためとのことである。また、福祉避難所においては、間仕切りで仕切る想定はしておらず、間仕切りの備蓄はしていない。畳やカーペット敷きの部屋に寝る想定のため、簡易ベッドの備蓄数量は少量となっている。

【帰宅困難者等一時滞在施設】

帰宅困難者等一時滞在施設において、主に各施設の収容可能者数の3日分の食料・飲料水及びブランケットを配備する計画となっている。各施設における保管場所の確保が困難なことから、各施設内に保管している食料・飲料水は1日分であり、2日目以降は区備蓄倉庫等からの輸送により物資を調達する想定である。また、発電資材やトイレ資材を備蓄している施設は一部にとどまり、災害時のトイレの確保については課題が見られた。

(2) 通信手段の確保のための環境整備及び備蓄

災害時には、安否確認や災害情報の収集のため、被災者や従事者がスマートフォン等の通信手段を利用できる環境整備が必要である。

令和7年度には、一次避難所における無料公衆無線LAN環境を整備し、区立小中学校にはWi-Fi環境を整備するとともに、蓄電池を各2台配備、都立高等学校等にはモバイルルーターを各10台配備するなど環境整備を図っている。

また、令和7年度補正予算により、福祉避難所における小型の非常用電源等の整備を行っている。これは、令和7年3月に改定した「新宿区事業継続計画（BCP）」を踏まえ、各施設における事業継続計画の見直しにより、社会福祉施設等の利用者が避難又は帰宅するまでの間の、必要最低限のサービス維持や施設利用者の安全確保のため、ソーラーパネル付き可搬型蓄電池^{※1}を福祉避難所47か所（区施設）に新たに配備するものである。

医療救護所から災害医療救護支援センターや災害対策本部への通信手段は、地域BWA^{※2}の活用を想定している。これにより動画や音声での連絡が可能となり、現場から医師や災害医療コーディネーター^{※3}との連携を図る体制が整備されていた。

なお、大規模災害時に公共交通機関の運行が停止すると、区内で最大約36万人の帰宅困難者が発生することが想定されている。帰宅困難者等一時滞在施設において、各施設には既に公衆無線LAN環境が整備されているものの、一時滞在用のスマートフォン等の充電機器等の配備はしていなかった。

※1 ソーラーパネル付き可搬型蓄電池とは、太陽光でも充電することができる持ち運び可能な電源のことで、停電時等の非常用電源として使用するものである。

※2 地域BWAとは、地域広帯域移動無線アクセスシステムのことで、専用周波数帯を使用するため、災害時に安定した通信を確保することができる重要なインフラとして区でも導入している。

※3 災害医療コーディネーターとは、災害時に専門的見地から、医療従事者の配置調整や活動助言、傷病者の医療機関への搬送や医薬品配分などの調整を担う者のことである。

(3) 女性や乳幼児、高齢者、障害者などへの配慮

区では、女性や乳幼児、高齢者、障害者などに配慮し、災害備蓄物資として、トイレの安全確保のためのLEDランタン、幼児用スプーン、着替えや授乳ができるポップアップテントやプライバシーを保護するためのワンタッチテントを配備している。この背景には、平成30年度から令和5年度まで各年度2地域ずつ開催した、防災区民組織、民生委員・児童委員、PTA、消防団などによる「女性をはじめ配慮を要する方の視点でのワークショップ」などがあり、さらに、令和7年度には「避難所運営管理マニュアル標準版※」(参考資料4)を改定し、要配慮者への対応や避難所内の安全・安心の確保等について、より詳細な記載を追加し、マニュアルの充実を図った。

内閣府が作成した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」には、7つの基本方針(表9)や段階ごとに取り組むべき事項が示されている。物資の備蓄・調達・配布については、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄すること、女性用品や乳幼児用品、衛生用品等について、住民の自助の備えを促すこととしている。

また、安全確保の観点から、防犯ブザーやホイッスルの配布、性暴力防止のポスター掲示、DVに関する相談カードの設置などの取組について示されている。令和6年度に内閣府が上記ガイドラインの達成状況を確認するために実施した「ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査」(令和7年5月内閣府公表)によると、新宿区においては、防犯ブザーやホイッスルの配備がないなどの課題はあるが、取組状況はおおむね良好であった。

※避難所運営管理マニュアル標準版とは、地域住民による自主的な避難所の開設・運営のため、避難所の開設・運営の手順、必要な作業、資料等を掲載したひな型のことで、避難所運営管理協議会ごとに、各避難所の実情に合わせた内容に修正し、マニュアルを策定している。

表 9「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」7つの基本方針

- (1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- (2) 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- (3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- (4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- (5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- (6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- (7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

令和2年5月 内閣府男女共同参画局

一次避難所においては、高齢者や乳幼児に配慮したおかゆ、粉ミルク等を配備しており、紙おむつは大人用と乳幼児用をそれぞれ3サイズ配備している。

一方、福祉避難所においては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等を受入対象と定めているが、実態として妊産婦や乳幼児を受入対象としている施設はなく、一次避難所に要配慮者用のスペースを確保し、受け入れる想定となっているため、妊産婦や乳幼児に係る災害備蓄物資は配備していない。また、帰宅困難者等一時滞在施設には要配慮者に対応する災害備蓄物資は配備されておらず、必要に応じて区備蓄倉庫等から輸送することになっている。

(4) ペット防災

災害時にペットを連れて避難する場合、個々の動物の飼育は、飼い主の責任で行うこととしている。飼育に必要なケージやフードも、原則として飼い主が用意することとしており、ペットのための防災用品の備蓄を呼び掛けている。

区では東京都獣医師会新宿支部と「災害時における動物救護活動に関する協定書」(参考資料2)を締結し、動物救護活動の協力の要請等について定めており、同支部加盟動物病院に災害用獣医薬品を配備している。また、一次避難所の災害備蓄物資としては、飼い主不明動物や放浪犬等を保護するため、口輪、鎖、首輪及び動物用ケージ等を配備している。

着眼点 3

保管場所の環境管理・維持管理は適切にされているか。また、災害備蓄物資の保管、在庫管理及び更新等が適切に行われ、災害備蓄物資が使用できる状態に維持されているか。

(1) 保管場所の環境管理・維持管理

ア 保管場所の環境管理

保管場所の温度調整、湿度調整、防虫・防獣対策などについて、温度調整や湿度調整が必須となる災害備蓄物資は液体ミルクのみで、これは温度調整や湿度調整が可能な倉庫に配備することとしている。その他の災害備蓄物資は温度調整等を必須としておらず、また、防虫・防獣対策について、各施設の清掃や害虫駆除等で適宜対応しており、特段の問題は発生していないことを確認した。

イ 鍵の保管・管理

災害備蓄物資の保管場所の鍵は適正に保管・管理されており、所管部署内で鍵の保管場所を周知していた。また、指定管理施設においては、指定管理者の防災訓練やマニュアル等により、鍵の保管場所を関係職員に周知していることを確認した。

一方、災害時に区備蓄倉庫から各避難所等に物資を輸送するに当たり、区職員が立ち会えない場合の協定締結事業者への鍵の受渡し方法について、一部不明確な点が見られた（P29 参照）。

ウ 照明の確保

災害備蓄物資の保管場所における照明の確保について、非常用自家発電機が設置されている施設のほかでは、停電時に備えた懐中電灯などの照明器具が配備されていない施設が見られた。これらの施設については、所管部署の職員が懐中電灯を持参し、又は同施設内の事務所や警備員室、小中学校の主事室等に配備された懐中電灯で対応することを想定している。なお、人感センサー付きの懐中電灯の配備や、施設の全職員が名札と共に小型懐中電灯を常時着用するなどの工夫をしている施設も見られた。

(2) 災害備蓄物資の保管状況

ア 保管位置や整理整頓

保管場所においては、同一品目や同一種別、一緒に使用するものは、なるべく同じ箇所にとめて保管するように努めていた。また、庫内に配置図を表示し、分かりやすく整理している施設も見られた。ただし、区備蓄倉庫分と福祉避難所分の災害備蓄物資を同所で保管する場合などに、保管位置が明

確に分けられておらず、その区別が不明確な施設が見られた。また、スペースの都合により、災害備蓄物資を高く積み上げている施設が見られたが、重いものや破損のおそれのあるものはなるべく高所に保管しないなどの配慮がされていた。

イ 落下防止、飛び出し防止対策

災害備蓄物資を扉のないキャビネットに収納する場合や、高く積み上げている場合に、落下防止、飛び出し防止対策が取られていない施設が見られた。また、高く積み上げた段ボール箱が重みで潰れて傾き、崩れそうなものも見られた。一部の施設においては、キャビネットに落下防止、飛び出し防止対策のベルトやネットが設置されていた。

《積み上げられた災害備蓄物資例》



《落下防止対策がされたキャビネット例》



(3) 保管内容等の明示

ア 保管内容の明示

災害備蓄物資を梱包している段ボール等に数量や利用対象者を明示していないものや、誤った表示がされているもの、台帳と品名や数量が不一致のものなどが見られたが、原則、段ボール等の見える位置に品名、数量、納品時期、消費（使用）期限等を明示し、その面が見えるように収納されていた。また、段ボール等の中身が視覚的に分かるように、写真やリストを添付するなどの工夫も見られた。

《内容の明示例》



《中身が分かる写真の添付例》



イ 使用方法の明示

災害備蓄物資の使用方法は、パッケージに記載があるものや、可能な限り取扱い説明書を同封又はマニュアルを配備するように努めており、使用方法が分かるようにしていた。また、避難所防災訓練において、災害備蓄物資の保管場所の確認や災害用トイレの組立て、給水方法の確認を行い、使用方法を周知するよう努めていた。ただし、組立てが必要なテントについて、異なるサイズの部品が混在し、組立方法や組合せが不明なものが見られた。

《組合せが不明なテント資材例》



(4) 危険物の保管状況

災害備蓄物資には発電機用エンジンオイルやカセットコンロ用ガスボンベなどが含まれており、火気厳禁にするなど取扱いに十分注意する必要がある。福祉避難所において、これらの災害備蓄物資が施錠できる場所に保管されていない施設が見られた。

(5) 災害備蓄物資の在庫管理

在庫管理について、現在、表計算ソフトによる台帳管理をしている。台帳の更新作業は随時されているが、一部で台帳と現在数量に不整合が生じているもの、所管部署が管理する台帳上の数量と、指定管理者が把握している数量に齟齬があるものが見られた。また、規則的な積上げ保管がされておらず、災害備

蓄物資の現在数量の確認が困難なケースが見られた。

災害備蓄物資は備蓄計画に沿って、おおむね適正に配備されていたが、一部で所在不明なものが見られた。また、空の灯油ドラム缶など、災害時に真に必要なか不明なものが災害備蓄物資として管理されており、備蓄計画の見直しや台帳の整理が必要なものが見られた。

《規則的な積上げ保管がされていない状態例》



(6) 品質保持、更新、処分

ア 定期点検、日常点検

区備蓄倉庫や一次避難所の災害備蓄物資のうち、発電機は毎年1回、外部委託により定期点検をしていた。また、その他の災害備蓄物資も必要に応じて職員による点検や動作確認がされていることを確認した。

一方、福祉避難所において、職員や指定管理者による災害備蓄物資の数量点検はされているものの、機材の動作確認や劣化状況の確認、更新時期の検証がされていないもの、中身の点検や使用方法の確認がされていないものが見られた。また、発電機は定期点検や日常点検がされていなかった。

医療救護所においては、医療器具以外は医療救護所訓練時に職員が、医療器具については更新時に委託業者が目視確認や点検を行っている。災害医療救護支援センターの災害備蓄物資は、訓練時及び災害備蓄物資の更新時等に職員が目視確認や点検を行っている。更新対象品目は動作確認を含めた点検を、その他の品目はさびや破損等がないか目視確認を行い、品質管理に努めていることを確認した。なお、医薬品については、新宿区薬剤師会が別途保管・管理している。

イ 災害備蓄物資の更新

更新頻度、更新目安について、所管部署ごとに更新計画を立てている。しかし、更新に関する区の統一基準がなく、同一品目や類似品目でありながら、所管部署ごとに更新頻度や更新目安の設定に齟齬があるものが見られた。例

例えば、区備蓄倉庫や一次避難所においては、紙コップや紙皿、紙おむつ、トイレットペーパー、携帯トイレ等、明確な使用期限が定められていないものについて、必要に応じて更新目安を定め、劣化状況を見ながら更新することとしている。一方、福祉避難所においては、それらの更新目安を定めておらず、また、発電機用エンジンオイルやガスコンロ用ガスボンベ等、メーカー推奨使用期限がある災害備蓄物資についても更新されていないものがあった。さらに、梱包用の段ボールに使用期限が明示されている折り畳み式簡易ダンボールベッドについて、そもそも使用期限があることを認識しておらず、更新をせず、劣化状況等の確認もしていなかった。

また、劣化状況等を確認した上で更新を先延ばしした災害備蓄物資について、その旨を梱包用の段ボール等に明示しておらず、外見上は使用期限切れであるような誤解を招く状態のものが見られた。

ウ 災害備蓄物資の処分

災害備蓄物資の更新と共に、更新前の不用な災害備蓄物資を処分する必要があるが、消費（使用）期限切れの食料や乾電池を誤って残置しているものが見られた。また、消費期限切れの飲料水を処分せず、生活用水に再利用するために残置するに当たり、その旨を明示するなど誤飲を防ぐ対応が取られていないものが見られた。

エ 災害備蓄物資の再利用

災害備蓄物資を更新する際、更新前の食料・飲料水は寄附等により有効活用を図っている。例えば、一次避難所備蓄分の消費期限が近付いている食料は防災訓練で啓発用に活用し、粉ミルクは乳幼児施設に寄附するなどしている。また、公益社団法人日本非常食推進機構と「災害用備蓄物資の有効活用の協力に関する覚書」（参考資料2）を締結し、地域の防災力、福祉等の向上を図るとともに、災害備蓄物資を有効に活用し、廃棄食料の削減に資することを目的とし、賞味期限又は消費期限が迫った区の災害備蓄物資を無償で譲渡することとしている。再利用で配布する際の決定過程や事務処理手続については、覚書に基づき再利用の用途を明確にするなどの対応がされていた。しかしながら、寄附や処分方法についての基準は、明確にされていなかった。

着眼点 4

災害備蓄物資は円滑に搬出・供給できる体制となっているか。また、備蓄倉庫等からの輸送が、適切に行えるようになっているか。

(1) 配布基準等

一次避難所では、災害備蓄物資の配布基準について避難所運営管理マニュアル（参考資料 4）で定めることとしていた。福祉避難所においては、災対福祉部福祉調整班（区災对本部の組織体制は参考資料 3 参照。以下同じ。）の災害時応急活動マニュアルで、食料・飲料水・生活必需品等の支給・貸与は公平性の確保に最大限配慮して行うことや、特別な要望に対しては個別に対処すると定めていた。帰宅困難者等一時滞在施設においては、災対総務部帰宅困難者対策班の災害時応急活動マニュアルで、災害備蓄物資の配布に当たっては、トラブルがないように慎重に対応することと定めていた。

(2) 円滑な搬出・供給体制

円滑な搬出・供給体制を確保するため、災害備蓄物資の保管場所や内容について、マニュアルやリスト等を整備し、関係者に周知していた。また、災害備蓄物資の配置変更や見直し、廃棄を行い、庫内の整理に努めている。

しかしながら、同一庫内に災害備蓄物資以外のものが混在し、通路がふさがれている施設が見られた。ガラス扉に飛散防止フィルム等の対策がされていないもの、扉のないキャビネットに収納したり、高く積み上げている場合に、落下防止、飛び出し防止対策が取られていないものなど、発災時にガラスや災害備蓄物資が通路に散乱し、搬出に支障が生じるおそれがある施設が見られた。また、保管場所に脚立が配備されておらず、高所の災害備蓄物資をすぐに搬出できる体制になっていない施設や、搬出経路に段差があり、台車運搬に支障がある施設が見られた。

《災害備蓄物資以外のもので通路がふさがれている状態例》



(3) 備蓄倉庫等からの輸送

ア 災害備蓄物資の輸送

各避難所等において災害備蓄物資の十分な保管場所が確保できず、発災 2 日目以降は、区備蓄倉庫等から各避難所に輸送される災害備蓄物資を活用することとしている。区備蓄倉庫から各避難所への災害備蓄物資の輸送は、災対総務部物資調達輸送班が担うこととし、災害時応急活動マニュアルを定めている。この輸送体制を確保するため、一般社団法人東京都トラック協会新宿支部（以下「トラック協会」という。）と「災害時における物流業務等の協力に関する協定」（参考資料 2）を締結し、災害時の物流業務の協力要請をすることとしている。また、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部と「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」（参考資料 2）を締結している。

協定では、各条文で協力の要請、報告等について定めているが、具体的な車両台数や配車計画が明確化されていなかった。また、区備蓄倉庫から各避難所等への物資の輸送ルートを選定やシミュレーションを行っているか確認したところ、具体的な被害を想定した輸送ルートを選定や、実践的な輸送訓練は実施されておらず、発災時に必要量を輸送できるかの検証がされていなかった。ただし、来年度以降、実践的な輸送訓練や打合せを行う計画であることを確認した。

イ 区備蓄倉庫の鍵の受渡し・管理方法

区備蓄倉庫の鍵は危機管理担当部危機管理課が保管・管理しており、鍵の保管場所が倉庫から離れている場合がある。災害時における緊急対応や職員不足等により、災対総務部物資調達輸送班の班員又は危機管理担当部危機管理課の職員が立ち会えない場合は、トラック協会が単独で開錠し災害備蓄物資を搬出することも想定される。しかしながら、この場合の鍵の受渡しや管理方法が明確になっていなかった。

(4) 物的支援の受入体制

各避難所等では、災害発生 1 日目は当該施設に備蓄した物資を活用し、2 日目から 3 日目までは都の災害備蓄物資と区備蓄倉庫保管の災害備蓄物資を活用することとしている。そして、4 日目から 7 日目までは国から都に向けたプッシュ型支援による物資で対応することを想定している。物的支援の受入れについては、災対総務部物資調達輸送班、災対福祉部福祉調整班、地域本部地域活動班等が受入れから輸送に係る役割分担をしている。

着眼点 5

非常配備態勢要員となる職員のための災害備蓄物資の配備・管理等は、適切に行われているか。

(1) 非常配備態勢要員となる職員のための災害備蓄物資の配備

ア 職員用災害備蓄物資の配備

非常配備態勢要員となる職員のための災害備蓄物資の配備・管理等について、1日目の食料・飲料水及び防寒用ブランケットは職員が各自保管し、2日目以降の食料・飲料水はまとめて保管することとしている。本庁舎、第一分庁舎及び第二分庁舎（分館を含む。）の職員分は本庁舎で備蓄し、その他出先職場の職員分は各職場で保管していた。災害時には、災対各部（班）の従事職員は平常時に勤務している職場ではなく、それぞれ割り当てられた参集場所で従事することになっているが、備蓄計画は平常時に勤務している職員数に基づいており、発災後の参集人数とミスマッチが起こるおそれがある。この点について、平日に発災した場合は各職員が災害備蓄物資を持参して参集すること、夜間や休日に発災した場合は、まとめて輸送することを想定していた。

また、地域本部地域活動班となる各特別出張所には、レインスーツ及び防寒着も配備している。

イ 災害用トイレの確保

災害発生時における庁舎等のトイレの状況について、公共下水道に障害が発生した場合、通常のトイレが使用できないことが想定される。そこで、職員用の携帯トイレの備蓄が必要となるため、令和7年度に一括購入し、本庁舎をはじめ、各職場に配備がなされた。本庁舎におけるトイレの運用方法について確認したところ、携帯トイレの使用後の処理方法など、具体的な手順は未整備であり、今後の検討課題となっていた。

ウ 給食の手配

発災から3日目までの食料・飲料水は災害備蓄物資により手配し、それ以降は給食の要否等を判断して給食を実施することとしている。給食は、本庁舎職員食堂委託業者との「災害時等における調理業務に関する協定」（参考資料2）に基づき、業者による調理を手配することとしている。平常時において、委託業者とどのような調整を行っているのか確認したところ、「災害時等における調理業務に関する協定」を締結するとともに、災害対策本部開設・運営訓練において、災害時の食料調達ルートの有無や平常時の食材在庫状況などの確認を行っていた。

エ 医薬品や寝具等の備蓄

職員用の医薬品や寝具等は未整備となっている。発災時には、職員用の医薬品の調達や、職員の休憩・睡眠用の寝具の確保、補充、衛生保全が必要であるが、具体的な調達はアルミブランケットの配備にとどまっている。また、歯ブラシやタオル等の衛生用品や、女性職員用の生理用品等は備蓄計画に含まれていなかった。

(2) 会計年度任用職員等のための災害備蓄物資の配備

区では会計年度任用職員等は非常配備態勢要員に含めていないが、発災時に帰宅困難者となるおそれがあることを想定し、食料・飲料水を配備している。また、令和7年度には、非常配備態勢要員の職員分と同様に、携帯トイレの配備がなされた。

(3) 職員の研修・訓練

区では職員向け研修、自衛消防訓練、災害対策本部訓練、災対各部（班）訓練、情報通信訓練、参集訓練などの各種訓練を定期的実施している。これらの訓練により、「新宿区事業継続計画（BCP）」の周知徹底や、災害時応急活動マニュアルの実施手順等を検証している。令和7年度は12月に災害対策本部開設・運営訓練を実施し、災対各部（班）において、新宿区災害対策本部条例及び同施行規則、新宿区災害対策本部運営要綱、災対各部（班）の災害時応急活動マニュアル等に基づき、ロールプレイング式で実動や図上の訓練を実施した。この訓練において、災対各部（班）で新宿区地域防災計画上の災害備蓄物資を確認する図上訓練等を行っている。

着眼点6

各種協定等により、関係機関・団体等との連携体制は確保されているか。

(1) 学校・地域との連携

区では、「新宿区避難所開設・運営方針」（参考資料5）を定め、避難所の自主開設及び参集基準、地域住民を主体とする避難所運営管理協議会による避難所運営における指揮命令系統や、区職員、学校教職員の役割を明確化している。また、避難所開設や運営手順を可視化した「避難所開設キット[※]」を用いた避難所防災訓練を行っている。訓練には学校の関係者や、地域の呼び掛け等により児童・生徒も参加しており、連携や情報共有が図られていた。備蓄物資の配布等の役割分担については、「避難所運営管理マニュアル標準版」（参考資料4）で、食料等の配給要員は避難者から募ることとしている。

[※]避難所開設キットとは、各避難所運営管理マニュアルに基づき、発災時に一次避難所を開設する際の手順を写真や図を用いて可

視化し、作業ごとのファイルケースへまとめたものをいう。避難所運営管理に関する知識や経験のない方でも、発災時にその作業に取り組むことができることを狙いとしている。

(2) 指定管理者との連携

「新宿区地域防災計画」で災害応急活動施設又は避難場所として指定されている指定管理施設において、指定管理者と締結する基本協定書に基づき、災害時における応急活動に関する協定の締結を義務付けている。また、緊急事態への対応マニュアルの整備や緊急事態に対応するための訓練の実施についても基本協定で定めている。

今回実地監査を行った指定管理施設において、協定の締結やマニュアルの整備がなされ、施設で従事する職員へのマニュアルの周知や、それに基づく訓練が行われていた。また、地震対応マニュアルに加え、帰宅困難者の受入れに特化した運営マニュアルを独自に整備している施設も見られた。複合施設においては、全館合同の防災訓練や、施設利用者を交えた訓練を実施するなど、施設間の連携を図っていた。福祉避難所において、一部で福祉避難所開設訓練が実施されていない施設が見られたが、令和6年度から順次、施設ごとの「福祉避難所開設キット※」の作成を進めており、併せて災害時を想定したシナリオに対して、行動手順を基にした災害対応の図上訓練等を実施していた。また、福祉避難所に指定されている施設の指定管理者が、近隣の避難所防災訓練に参加するなど、平常時から連携強化に努めていた。

なお、災害時には指定管理者も災害応急活動を行うことになるため、指定管理者用の災害備蓄物資として、3日分程度の食料・飲料水・生活必需品等を独自に配備し、災害に備えていることを確認した。

※福祉避難所開設キットとは、一次避難所における避難所開設キットと同様に、発災時に福祉避難所を開設する際の手順を写真や図を用いて可視化し、作業ごとのファイルケースへまとめたものをいう。

(3) 国・都との避難場所に関する連携

避難場所のうち、新宿御苑については、新宿御苑管理事務所と覚書を締結し、避難場所としての運営に必要な災害備蓄物資の内容や保管場所及び災害発生時の運用に関し、必要な事項を定めていた。また、都立戸山公園については、東京都と基本協定を締結し、避難場所の運営等に係る連携協力に関する基本的な事項を定めていた。本協定に基づき、公園の指定管理者と連携協力に関する確認書を取り交わしているが、災害備蓄物資の保管や管理に関する事項は定めていなかった。ただし、災害時に必要な物資は公園内に備蓄していることを確認した。

(4) 協定締結先との連絡調整

協定等を締結している団体等とは、平常時から相互の連絡体制及び物資の供

給等について情報交換を行い、災害時等に備えるとしており、定例的な打合せや、平常時や発災時の連絡先を確認することとしている。また、総合防災訓練や避難所防災訓練に参加し、協定内容に応じた活動等について確認することとしている。しかしながら、これらの具体的な取組については確認できなかった。

(5) 新たな協定締結先の選定

平成 25 年 6 月の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正により、物資供給事業者等との協力に関する協定の締結が、災害予防責任者（地方公共団体等）の努力義務として定められている。区ではそれ以前から各種協定を締結してきたが、発災時に特に需要が高まる物資やサービスを見極め、協定の拡充が必要な分野について新たな協定締結を進めるなど、積極的に取り組んでいる。

IV その他の取組

IV その他の取組

第1 区立公園の災害用トイレ等の整備

区では、一部の区立公園に、災害時に利用できる災害用トイレを整備している（参考資料6）。設置状況については、設置一覧のほか、区立小中学校の災害用トイレと合わせてマップを作成し、区ホームページで周知している。災害用トイレに必要な資機材は、原則として各区立公園内に保管しており、指定管理施設である新宿中央公園については指定管理者が、その他の区立公園についてはみどり土木部みどり公園課が管理している。また、災害時に煮炊きに使用できるかまどベンチの設置や、応急給水施設のある区立公園などもあり、災害時に役立つ設備を備えている。

第2 在宅避難のための防災用品の備蓄の推進

区民意識調査によると、区に力を入れて取り組んでほしい区政への要望について、「震災・水害対策」と答えた人は、令和5年度17.6%、令和6年度22.3%、令和7年度23.9%と年々上昇しており、区民の関心の高さがうかがえる。

区では、大地震発生時、可能な限り住み慣れた自宅での在宅避難を推進している。自宅での生活が継続できるように食料・飲料水を最低3日分、できれば1週間分、備蓄するように呼び掛けている。また、大規模災害時には、安全点検が完了するまで、自宅の水洗トイレが長期間使用できなくなることを想定し、各家庭で携帯トイレを備蓄しておくことも重要である。

令和6年度には、携帯トイレ、食料のサンプル、防災用品のあっせんや家具転倒防止器具取付け事業案内チラシ等を区内全世帯に配布し（表10）、災害時における在宅避難の対策を促し、区民の防災意識の向上を図った。

表10 令和6年度在宅避難啓発グッズ配布状況

項目	内容
配布対象	・令和6年7月1日時点で新宿区内に住民登録のある世帯主 ・令和6年7月2日から令和6年12月31日までに転入した世帯
配布内容	① 携帯トイレ(4個) ② アルファ化米おにぎり(2食) ③ 防災ハンドブック「災害に備えて」 ④ 防災用品のあっせんパンフレット ⑤ 家具転倒防止器具取付け事業案内チラシ

V 監査の結果

V 監査の結果

第1 総括意見

今回の監査においては、「新宿区地域防災計画」に基づく災害備蓄物資の管理について、その状況を把握するとともに、調達、保管、更新、処分等が適切に行われているか、発災後、災害備蓄物資を供給するための体制が整備されているかなどを6つの着眼点から検証し、監査基準にのっとり、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点により分析した。

区の管理状況を監査した結果、おおむね適切であると認められたものの、一部課題が見られ、検討を要するものがあった。

以下、提出された関係書類、実地監査等から得た監査結果を、着眼点別に述べる。

第2 着眼点別意見

- 1 備蓄倉庫等の地域別配置等は適切か。また、耐震性及び耐火性等を備えているか。

災害備蓄物資の保管場所が各地域に配置されている中で、区備蓄倉庫については、各避難所等へ災害備蓄物資の輸送を行うための保管場所として想定されている。しかし、施設ごとの具体的な輸送計画は定められていなかった。いざという時、確実に輸送体制が機能するよう、具体的な被害を想定した輸送計画の策定や輸送訓練を行い、配置の適切性について検証されたい。

なお、一部で施設内でのアクセスが複雑な施設が見られたが、全体としては、搬出等を考慮して保管場所を選定しており、おおむね適切であると認められた。また、耐震性及び耐火性等についても特段の問題は見られなかった。

- 2 災害備蓄物資の備蓄目標の設定や、災害備蓄物資の選定及び調達は、適切に行われ、必要数量が整備されているか。また、災害備蓄物資は女性や乳幼児、高齢者、障害者などに配慮したものとなっているか。

(1) 災害備蓄物資の整備

備蓄目標の設定については、各地で発生している災害被害の教訓や、避難所運営管理協議会や避難所防災訓練等で寄せられた区民ニーズ、国等の基準等を参考に、適時見直しを行い、携帯トイレや毛布等の物資の追加配備を行うなど、臨機応変に災害備蓄物資の充実を図っていることは評価できる。一方、災害備蓄物資の中には、選定理由や数量根拠が不明な品目、災害時に真に必要な物資であるか不明な品目が見られた。また、各避難所等では、前述のとおり、区備蓄倉庫からの輸送による調達を想定しているが、具体的な

輸送計画の策定や実践的な輸送訓練がされておらず、発災時に必要量を確保できるかの検証はできなかった。帰宅困難者のためのトイレや通信手段の確保についても課題が見られた。これらの課題について、調達手段等を確認するとともに備蓄目標の設定が適切であるかを検証し、必要に応じて見直されたい。

過去の災害では、避難所の生活環境が原因で災害関連死が発生しており、内閣府は「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（令和6年12月内閣府改定）やそれに基づくガイドラインを策定し、避難所における良好な生活環境の確保を求めている。こうした中で、避難所の設備については、いわゆるTKB（T:トイレ、K:キッチン、B:ベッド）の充実が求められている。備蓄スペースの確保が困難なこともあり、キッチンやベッドに係る備蓄は今後の課題となっているが、他自治体の事例等を参考にしながら検討されたい。

なお、医療救護所については、令和7年12月15日から災害時の医療体制が変更となったことに伴い、区として備蓄する必要があるものは適切に配備されたい。

（2）女性や乳幼児、高齢者、障害者などへの配慮

区では、「女性をはじめ配慮を要する方の視点でのワークショップ」等により区民ニーズの把握に努めていることや、要配慮者の視点に立った災害備蓄物資の追加配備、「避難所運営管理マニュアル標準版」（参考資料4）の改定などにより、要配慮者へのきめ細かな対応を進めていることは評価できる。

一方、福祉避難所運営マニュアルには、受入対象者は高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等との記載があるが、福祉避難所においては、実態として妊産婦や乳幼児を受入対象としている施設はなく、その備蓄もされていない。この点について、一次避難所において、こうした要配慮者の受入体制を整えているとのことであるが、マニュアルの記載と実際の受入体制に齟齬が見られるため、統一を図られたい。

また、帰宅困難者等一時滞在施設には要配慮者に対応する災害備蓄物資はなく、必要に応じて、輸送により調達することを想定しているが、具体的な輸送計画が定められておらず、物資の調達の可否は検証できなかった。災害備蓄物資の配備や調達について、改めて検証されたい。

3 保管場所の環境管理・維持管理は適切にされているか。また、災害備蓄物資の保管、在庫管理及び更新等が適切に行われ、災害備蓄物資が使用できる状態に維持されているか。

（1）保管場所の環境管理・維持管理

温度調整、湿度調整、防虫・防獣対策など保管場所の環境管理について、

特段の問題は見られなかった。また、鍵の保管・管理もおおむね適切に行われていた。

ただし、非常用自家発電機が設置されていない施設においては、停電時に備えた照明器具が配備されていない施設が見られた。発災時に迅速かつ安全に搬出できるよう、照明器具の設置や、出入口付近への懐中電灯などの備えを検討されたい。また、定期的な点灯確認や設置場所の周知も行われたい。

(2) 災害備蓄物資の保管状況

保管場所は整理整頓に努め、配置図の表示など分かりやすく整理している施設も見られたが、区分が異なる災害備蓄物資を同一庫内で保管する場合などに、保管位置が明確に分けられておらず、区別が不明確な施設も見られた。保管位置を明確に分けることが困難な場合は、区分ごとに箱の表示を色分けするなど、保管方法を工夫されたい。

また、災害備蓄物資を扉のないキャビネットに収納する場合や、高く積み上げている場合に、落下防止、飛び出し防止対策がされていない施設が複数見られた。落下により、それ自体が破損するおそれがあることに加え、通路に散乱すると必要な物資の搬出が困難になるおそれもある。積み上げる高さの基準を設け、その基準を超える場合には防止器具を確実に設置するなど、具体的な落下防止、飛び出し防止対策を検討されたい。

災害備蓄物資を保管する際、原則、段ボール等の見える位置に品名、数量、納品時期、消費（使用）期限等を明示することとしており、おおむね適切に保管されていた。段ボールの中身が視覚的に分かるように、写真やリストを添付するなどの工夫が見られた点は評価できる。ただし、一部で保管内容の表示が不明確なものや、組立が必要なテントの部品が混在しているなどの事例が見られたため、より一層の整理整頓に努められたい。

さらに、福祉避難所において、発電機用エンジンオイルやカセットコンロ用ガスボンベなど取扱いに十分注意が必要な災害備蓄物資が、施錠できる場所に保管されていない施設が見られた。紛失等の重大な事故につながりかねないため、適切な管理のあり方を検討されたい。

(3) 災害備蓄物資の在庫管理

災害備蓄物資の在庫管理について、一部で台帳と現在数量に不整合が生じているもの、台帳と指定管理者が把握している数量に齟齬があるもの、規則的な積上げ保管がされておらず、現在数量の確認が困難なもの、所在不明なものが見られた。在庫管理について、区の台帳はシステム化されていないが、リアルタイムでの正確な数量の把握、点検作業の効率化、消費（使用）期限管理の徹底などの課題に対し、バーコードやI C タグシステムなどI C Tを活用したシステム化も有効である。区においても、正確な在庫把握や業務負

担の軽減に向けた在庫管理を検討されたい。

(4) 品質保持、更新、処分

各保管場所の災害備蓄物資は、職員や委託業者が動作確認や点検を行い、おおむね適切に管理されていた。

しかしながら、福祉避難所において、資機材の動作確認や劣化状況の確認、更新時期の検証、中身の点検、使用方法の確認、発電機の定期点検等がされておらず、災害時に安全に使用できるのか不明であった。なお、発電機については、令和7年度に新たにソーラーパネル付き可搬型蓄電池を配備し、今後はこの蓄電池に移行する予定とのことであるが、こうした資機材は、平常時における確認や点検を徹底し、適切に管理されたい。

更新については、同一品目や類似品目でありながら、所管部署ごとに更新頻度や更新目安の設定に齟齬があるものが見られた。特に、使用期限はないが劣化が想定されるものなどの更新について、区として一定程度の統一基準を設定するなど、適切に対応されたい。また、更新に当たり災害備蓄物資を寄附や処分する際の基準はなく、適正性の検証はできなかった。これらの基準を明確にし、公正かつ適正な取扱いがされるよう検討されたい。

なお、劣化状況等を確認した上で更新を先延ばししたり、消費期限切れの飲料水を生活用水に再利用するために残置するに当たり、その旨を明示するなどの対応が取られていないものや、処分すべきものを誤って残置しているものが見られたが、適切な対応を徹底されたい。

4 災害備蓄物資は円滑に搬出・供給できる体制となっているか。また、備蓄倉庫等からの輸送が、適切に行えるようになっているか。

災害備蓄物資の搬出・供給について、マニュアルやリスト等の整備により災害備蓄物資の保管場所や内容を関係者に周知するとともに、庫内の整理に努めていた。しかしながら、災害備蓄物資以外のものが混在し、通路がふさがれている施設や、ガラス扉への飛散防止フィルム等の対策、落下防止、飛び出し防止対策が取られていないなど、発災時にガラスや災害備蓄物資が通路に散乱し、搬出に支障が生じるおそれがある施設が見られた。さらに、脚立の配備がない施設や、段差があり台車運搬に支障がある施設なども見られた。災害時に円滑に搬出・供給できるよう、必要な対策を検討されたい。

災害備蓄物資の輸送については、輸送体制を確保するため、民間事業者と必要な協定を締結しているが、具体的な被害を想定した輸送ルートを選定や、実践的な輸送訓練が実施されていなかった。また、職員が立ち会えない場合の開錠について、鍵の受渡しや管理方法が明確になっていなかった。来年度以降、実践的な輸送訓練や打合せを行う予定とのことであるが、各避難所等の備蓄計画は区備蓄倉庫等からの輸送を前提としており、発災時の確実な輸送体制の構

築に向けて取り組まれない。

- 5 非常配備態勢要員となる職員のための災害備蓄物資の配備・管理等は、適切に行われているか。

発災直後に必要となる1日分の食料・飲料水は職員各自に配布され、2日目を以降の食料・飲料水は各庁舎等で一括して管理している。これは、平常時における職員数に基づく備蓄計画となっており、災対各部（班）の体制とは数量に齟齬が生じるおそれがある。この点について、配備計画が適切であるか検証されたい。

なお、令和7年度において、災害用トイレの確保に向けて、職員用の携帯トイレを配備したことは評価できる。今後は、トイレの運用方法について、具体的な手順等を明確にし、職員に周知徹底するなど、適切に対応されたい。また、寝具等、新たな災害備蓄物資の追加配備についても併せて検討されたい。

- 6 各種協定等により、関係機関・団体等との連携体制は確保されているか。

(1) 学校・避難所運営管理協議会との連携

「新宿区避難所開設・運営方針」（参考資料5）により、学校教職員の役割を明確に定め、学校教職員は災害備蓄物資の保管場所の把握や避難所防災訓練への参加に努めており、避難所開設・運営に向けた連携体制は適切に構築されている。

一次避難所においては、避難所運営管理協議会を中心に、避難所開設キットを使用した避難所防災訓練を実施しており、訓練の中では、災害備蓄物資の保管場所からの搬出、配布方法の確認などを図上訓練として行っている。しかしながら、例えば受水槽からの給水訓練や炊き出し訓練など実践的な訓練を行っている避難所は一部にとどまっている。区として避難所開設キットを用いた、より実践的な訓練の実施を呼び掛け、こうした訓練の実施率の向上を図られたい。

(2) 指定管理者との連携

災害応急活動施設又は避難場所として指定されている指定管理施設においては、災害時における応急活動に関する協定の締結や、緊急事態への対応マニュアルを整備し、指定管理者が日頃から訓練を実施し、その中で災害備蓄物資の確認を行うなど、連携体制の確保を図っていた。防災意識を持ち、施設独自のマニュアルの作成や、複合施設における全館合同の防災訓練等が行われていることは評価できる。福祉避難所においては、一部で福祉避難所開設訓練を実施していない施設が見られたが、令和6年度から順次、福祉避難所開設キットの作成を行うなど、実践的な取組をされていることは評価できる。指定管理者と連携し、確実な訓練の実施を徹底し、災害に備えられたい。

(3) 協定等締結事業者との連携

災害時に特に需要が高まる物資やサービスを見極め、新たな協定等の締結を進めていることは評価できる。しかしながら、協定等締結事業者と各種協定等の実効性を担保するための情報交換や訓練等の取組が不十分であるものが見られた。協定等締結事業者との連携を図り、協定等の内容の検証を行い、必要に応じて内容を見直すなど、協定等の実効性確保に取り組まれない。

7 その他の取組

区では、大地震発生時、自宅が被災していなければ在宅避難を推進しており、食料・飲料水・生活必需品等の各家庭での備蓄とそのローリングストック*について、区広報や区ホームページ等で定期的に周知を行っている。加えて、令和6年度には、携帯トイレや食料のサンプル、防災用品のあっせんや家具転倒防止器具取付け事業案内チラシ等の区内全世帯への配布や、家庭内での防災備蓄をテーマとした講演会を実施するなど、啓発活動に力を入れている。今後もこうした区民への啓発を継続し、区民の防災意識の向上を図られたい。

※ローリングストックとは、日常生活で使う食料等を少し多めに買い置き、期限が古い物から使用し、使用した分を買い足すことで、常に期限の新しいものを一定量備蓄することをいう。

第3 今後に向けて

今回の監査では、災害時における災害備蓄物資の供給の実効性という観点から、主に、災害備蓄物資の円滑な搬出のための保管・管理並びに物資調達のための輸送や各種協定による連携及び避難所等の体制の整備と訓練の実施などの運用面を重視し、6つの着眼点から監査を実施した。

監査期間中には、最大震度6強を記録した青森県東方沖地震に伴う北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表をはじめ、鳥取県・島根県においても震度5強の地震が発生している。こうした状況も踏まえ、災害備蓄物資の適切な保管・管理状況や災害時における物資等の調達等という視点を重視して監査に取り組んだ。

その結果、災害備蓄物資の保管・管理はおおむね適切に行われているものの、各着眼点において改善を要する事項が見られた。

首都直下地震の切迫性が高まる中、令和7年12月、政府の中央防災会議の作業部会は、マグニチュード7級の首都直下地震が発生した場合の、新たな被害想定をまとめた報告書を公表した。防災・減災対策が進んだことにより、死者や建物の全壊・焼失をはじめ、避難者数は、平成25年の前回想定より減少したものの、依然として課題は残っている。

区の総合計画では、「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」を基本政策に

掲げ、災害に強い体制づくりとして災害備蓄物資の充実に努めてきた。

こうした中であって、災害備蓄物資を適切に保管・管理し、災害時に円滑な物資の供給に努めることは区の重大な責務である。今回の監査において、意見として述べた改善が必要な事項については、速やかに検証を行い、適切な対応を検討され、区としてより一層防災対策の強化に取り組まれることを期待する。

資 料 等

監査対象施設一覧

(1) 区備蓄倉庫 41か所

令和7年4月1日現在

地域	No.	施設名	所在地
四谷	1	四谷第六小学校	大京町30
	2	四谷本塩町	四谷本塩町4-9
	3	四谷地域センター	内藤町87
	4	四谷保健センター	四谷三栄町10-16
	5	コモレ四谷	四谷1-50
笹笥町	6	津久戸小学校	津久戸町2-2
	7	牛込笹笥地域センター	笹笥町15
榎町	8	早稲田町備蓄倉庫	早稲田町68
	9	榎町子ども家庭支援センター	榎町36
	10	防災センター	市谷仲之町2-42
若松町	11	戸山シニア活動館	戸山2-27-2
	12	障害者福祉センター	戸山1-22-2
	13	富久クロス	富久町14-1
大久保	14	戸山小学校	百人町2-1-38
	15	新宿スポーツセンター	大久保3-5-1
	16	西戸山タワーガーデン	百人町3-1-2
	17	東京都健康プラザハイジア	歌舞伎町2-44-1
	18	新宿ここから広場	新宿7-3-29
	19	パークハビオ新宿イーストサイドタワー	新宿6-27-28
	20	新宿イーストサイドスクエア	新宿6-27-30
	21	新宿ガーデンタワーアネックス	大久保3-8-4
	22	西戸山小学校	百人町4-2-1
落合第一	23	落合第一小学校	中落合2-13-27
	24	落合第一地域センター	下落合4-6-7
	25	下落合図書館	下落合1-9-8
落合第二	26	中井駅前地域防災倉庫	(北側)中落合1-18先 (南側)上落合2-22先
	27	上落合防災活動拠点	上落合2-26-4
柏木	28	北新宿防災倉庫	北新宿3-20-2
	29	北新宿多目的環境防災広場	北新宿1-25-22
角筈・区役所	30	ハイアットリージェンシー東京	西新宿2-7-2
	31	新宿NSビル	西新宿2-4-1
	32	新宿エルタワー	西新宿1-6-1
	33	新宿モリス	西新宿2-3-1
	34	新宿パークタワー	西新宿3-7-1
	35	東京オペラシティビル	西新宿3-20-2
	36	新宿ファーストウエスト	西新宿1-23-7
	37	東京モード学園	西新宿1-7-3
	38	ザ・パークハウス西新宿タワー60	西新宿5-5-1
	39	芸能花伝舎	西新宿6-12-30
	40	淀橋会館	西新宿5-4-7
41	東急歌舞伎町タワー	歌舞伎町1-29-1	

(2) 一次避難所 51か所

地域	No.	施設名	所在地
四谷	1	四谷小学校	四谷2-6
	2	四谷ひろば	四谷4-20
	3	四谷第六小学校・幼稚園	大京町30
	4	花園小学校・幼稚園	新宿1-22-1
	5	四谷中学校	四谷1-12
	6	都立新宿高等学校	内藤町11-4
笹笠町	7	津久戸小学校・幼稚園	津久戸町2-2
	8	市谷小学校・幼稚園	市谷山伏町1-3
	9	愛日小学校	北町26
	10	牛込第一中学校	北山伏町4-1
	11	牛込第三中学校	市谷加賀町1-3-1
榎町	12	江戸川小学校	水道町1-28
	13	早稲田小学校・幼稚園	早稲田南町25
	14	牛込第二中学校	喜久井町20
	15	鶴巻小学校・幼稚園	早稲田鶴巻町140
	16	牛込仲之小学校・幼稚園	市谷仲之町4-33
	17	都立新宿山吹高等学校	山吹町81
	18	成城学校	原町3-87
若松町	19	富久小学校	富久町7-24
	20	都立総合芸術高等学校	富久町22-1
	21	余丁町小学校・幼稚園	若松町13-1
	22	東戸山小学校	戸山2-34-2
	23	早稲田大学戸山キャンパス	戸山1-24-1
	24	東京医科大学	新宿6-1-1
大久保	25	大久保小学校・幼稚園	大久保1-1-21
	26	天神小学校	新宿6-14-2
	27	新宿中学校	新宿6-15-22
	28	戸山小学校	百人町2-1-38
	29	西戸山小学校	百人町4-2-1
戸塚	30	戸塚第一小学校・幼稚園	西早稲田3-10-12
	31	戸塚第二小学校・幼稚園	高田馬場1-25-21
	32	戸塚第三小学校	高田馬場3-18-21
	33	西早稲田中学校	戸山3-20-2
	34	都立戸山高等学校	戸山3-19-1
	35	学習院女子大学 学習院女子中・高等科	戸山3-20-1
	36	早稲田大学早稲田キャンパス	西早稲田1-6-1
	37	新宿西戸山中学校	百人町4-3-1
	38	新宿NPO協働推進センター	高田馬場4-36-12
落合第一	39	落合第一小学校	中落合2-13-27
	40	落合第二小学校	上落合2-10-23
	41	落合第四小学校・幼稚園	下落合2-9-34
	42	落合中学校	下落合2-24-6
	43	東京富士大学	下落合1-7-7
落合第二	44	落合第三小学校・幼稚園	西落合1-12-20
	45	落合第五小学校	上落合3-1-6
	46	落合第六小学校	西落合4-11-21
	47	落合第二中学校	西落合1-6-5
柏木	48	淀橋第四小学校・幼稚園	北新宿3-17-1
	49	柏木小学校	北新宿2-11-1
	50	西新宿中学校	西新宿8-2-44
角筈	51	西新宿小学校	西新宿4-35-5

(3) -1 福祉避難所（区施設） 47か所

地域	No.	施設名	所在地
四谷	1	本塩町児童館	四谷本塩町4-9
	2	本塩町地域交流館	
	3	信濃町子ども家庭支援センター	信濃町20
	4	信濃町シニア活動館	
簗笥町	5	新宿地域交流館	新宿5-3-13
	6	東五軒町児童館	東五軒町5-24
	7	東五軒町地域交流館	
	8	北山伏児童館	北山伏町2-17
	9	北山伏地域交流館	
	10	中町児童館	
	榎町	11	中町地域交流館
12		薬王寺児童館	市谷薬王寺町20-40
13		薬王寺地域ささえあい館	
14		榎町子ども家庭支援センター	榎町36
15		山吹町地域交流館	山吹町342
16		新宿生活実習所 ※	弁天町50
17		早稲田南町児童館	早稲田南町50
18		早稲田南町地域交流館	
若松町	19	障害者福祉センター	戸山1-22-2
	20	新宿福祉作業所	
	21	富久町児童館	富久町22-21
	22	戸山シニア活動館	戸山2-27-2
大久保	23	百人町児童館	百人町2-18-21
	24	百人町地域交流館	
	25	子ども総合センター	新宿7-3-29
戸塚	26	高田馬場第一児童館	高田馬場3-18-21
	27	高田馬場シニア活動館	高田馬場3-39-29
	28	西早稲田地域交流館	西早稲田1-22-2
	29	高田馬場第二児童館	高田馬場1-4-17
	30	高田馬場地域交流館	
	31	高田馬場福祉作業所	高田馬場4-10-2
落合第一	32	障害者生活支援センター	百人町4-4-2
	33	中落合子ども家庭支援センター	中落合2-7-24
	34	中落合地域交流館	
落合第二	35	下落合地域交流館	下落合3-12-33
	36	上落合児童館	上落合2-28-8
	37	上落合地域交流館	
	38	西落合児童館	西落合1-31-24
柏木	39	中井児童館	中井1-8-12
	40	あゆみの家	西落合1-30-10
	41	北新宿第一児童館	北新宿2-3-7
42	北新宿地域交流館		
角筈	43	北新宿子ども家庭支援センター	北新宿3-20-2
	44	北新宿第二地域交流館	
角筈	45	西新宿シニア活動館	西新宿4-8-35
	46	西新宿児童館	西新宿4-35-28
	47	新宿養護学校	西新宿4-20-11

(3) -2 福祉避難所（民間施設） 21か所

地域	No.	施設名	所在地
四谷	1	マイウェイ四谷 (介護老人保健施設)	大京町1-3
簗笥町	2	あかね苑 (特別養護老人ホーム)	北山伏町2-12
	3	神楽坂 (特別養護老人ホーム)	矢来町104
榎町	4	シャロームみなみ風 (知的障害者入所支援施設)	弁天町32-6
	5	デンマークイン新宿 (介護老人保健施設)	原町2-43
	6	原町ホーム (特別養護老人ホーム)	原町3-8
	7	新宿和光園 (特別養護老人ホーム)	市谷薬王寺町19-38
若松町	8	戸山いつきの杜 (小規模多機能型居宅介護)	戸山2-4-101
	9	みさよはうす富久 (特別養護老人ホーム)	富久町35-7
大久保	10	マザース新宿 (小規模特別養護老人ホーム)	新宿7-3-31
	11	グループホームあんじゅうむ大久保 (認知症対応型共同生活介護)	大久保1-10-8
戸塚	12	フレスト西早稲田 (介護老人保健施設)	西早稲田3-27-22
	13	新宿けやき園 (特別養護老人ホーム)	百人町4-5-1
落合第一	14	もみの樹園 (特別養護老人ホーム)	上落合1-17-8
	15	聖母ホーム (特別養護老人ホーム)	中落合2-5-21
	16	ヘルスクアタウン下落合 (短期入所生活介護)	下落合1-9-10
	17	リタポネ落合上高田 (地域密着型通所介護)	上落合2-9-16
	18	リアンレーヴ高田馬場 (特定施設入居者生活介護)	下落合1-6-9
	19	アライブ目白 (特定施設入居者生活介護)	下落合2-19-27
落合第二	20	グループホームなごみ西落合 (認知症対応型共同生活介護)	西落合4-8-19
柏木	21	北新宿特別養護老人ホーム (特別養護老人ホーム)	北新宿3-27-6

※No.16新宿生活実習所について、令和7年4月1日現在の所在地は矢来町6であったが、令和7年11月4日に弁天町50の複合施設に移転した。

(4) 医療救護所 10か所 ※

地域	No.	施設名	所在地
四谷	1	四谷中学校	四谷1-12
簗笥町	2	津久戸小学校	津久戸町2-2
榎町	3	鶴巻小学校	早稲田鶴巻町140
若松町	4	余丁町小学校	若松町13-1
大久保	5	大久保小学校	大久保1-1-21
戸塚	6	新宿西戸山中学校	百人町4-3-1
落合第一	7	落合第二小学校	上落合2-10-23
落合第二	8	落合第三小学校	西落合1-12-20
柏木	9	西新宿中学校	西新宿8-2-44
角筈	10	西新宿小学校	西新宿4-35-5

※医療救護所について、令和7年12月15日から新体制に変更となり、緊急医療救護所（8か所）と災害時保健室（10か所）となった（参考資料1）。

(5) 災害医療救護支援センター 1か所

地域	No.	施設名	所在地
	1	東新宿保健センター	新宿7-26-4

(6) 帰宅困難者等一時滞在施設 25か所

地域	No.	施設名	所在地
四谷	1	四谷地域センター	内藤町87
	2	四谷区民ホール	
	3	四谷スポーツスクエア	四谷1-6-4
	4	新宿歴史博物館	四谷三栄町12-16
	5	男女共同参画推進センター（ウイズ新宿）	荒木町16
簗笥町	6	牛込簗笥地域センター	簗笥町15
	7	牛込簗笥区民ホール	
榎町	8	榎町地域センター	早稲田町85
	9	漱石山房記念館	早稲田南町7
若松町	10	若松地域センター	若松町12-6
大久保	11	大久保地域センター	大久保2-12-7
	12	新宿コスミックスポーツセンター	大久保3-1-2
	13	大久保スポーツプラザ	大久保3-7-42
	14	新宿文化センター	新宿6-14-1
	15	元気館	戸山3-18-1
戸塚	16	戸塚地域センター	高田馬場2-18-1
	17	新宿消費生活センター分館	高田馬場1-32-10
	18	新宿リサイクル活動センター	高田馬場4-10-2
落合第一	19	落合第一地域センター	下落合4-6-7
落合第二	20	落合第二地域センター	中落合4-17-13
柏木	21	柏木地域センター	北新宿2-3-7
	22	産業会館（BIZ新宿）	西新宿6-8-2
角筈	23	角筈地域センター	西新宿4-33-7
	24	角筈区民ホール	
	25	エコギャラリー新宿（環境学習情報センター/区民ギャラリー）	西新宿2-11-4

(7) 避難場所 2か所

地域	No.	施設名	所在地
	1	新宿御苑	内藤町11
	2	戸山公園	戸山1～3、大久保3

実地監査チェック表

施設名： _____

種別： _____

I 保管場所の維持管理、備蓄物資の保管環境について

評価基準 ○=良好 ×=不良 --=該当なし

NO.	確認項目	(区分)	備考
		(場所)	
		評価	
1	保管場所の導線は適切か		
	(1) 階数は適切か		
	(2) 通路が確保されているか		
	(3) 搬出スペースが確保されているか		
2	誰でも取り出せる位置（高さ）に保管されているか		
3	保管場所は整理されているか		
4	保管している段ボール等に数量や利用対象者が明記されているか		
5	備蓄物資の使用方法が明記されているか		
6	停電時も保管場所の照明が確保できるか		
7	保管場所は落下防止、飛び出し防止対策がとられているか		
8	危険物の保管方法は適切か		
9	保管場所の環境管理を行っているか		
	(1) 温度調整可能か		
	(2) 湿度調整可能か、除湿対策(防カビ対策)がとられているか		
	(3) 防虫・防獣対策を行っているか		
10	鍵の管理体制（保管場所、保管者）を定め、周知されているか		

II 備蓄物資の現在備蓄数量について

評価基準 ○=良好 ×=不良 --=該当なし

NO.	確認項目	(区分)	備考
		(場所)	
		評価	
1	備蓄数量は計画どおり配備されているか *数量は別紙参照		

III 施設管理者や指定管理者との役割分担、訓練の実施状況

評価基準 ○=良好 ×=不良 --=該当なし

NO.	確認項目	(区分)	備考
		(場所)	
		評価	
1	施設管理者や指定管理者等と災害に関する協定・覚書等を締結しているか		
2	施設管理者や指定管理者等は備蓄物資の保管場所、内容、数量を把握しているか		
3	施設管理者や指定管理者等との役割分担を定めているか		
4	民間施設管理者や指定管理者等との防災訓練を実施しているか		

災害備蓄物資の供給に関連する協定・覚書等の締結状況

(1) 国・地方自治体（都立学校を含む。）との協定・覚書等の締結状況

令和7年4月1日現在

No.	協定・覚書等の名称	締結年月日	協定・覚書等の相手方	協定・覚書等の種別				
				物資供給・ 輸送・寄附	給水・ 生活用水 確保	情報交換・ 相互援助	医療救護・ 応急救護	避難所・帰 宅困難者等 一時滞在施設・避難場 所の確保
1	給水施設の維持管理及び運用に関する協定	昭和59年8月13日	東京都		○			
2	給水施設の維持管理及び運用に関する協定書	平成3年7月24日	東京都		○			
3	新宿区と高遠町との相互援助協定	平成7年7月2日	長野県高遠町（伊那市に承継）			○		
4	避難所施設利用に関する協定書	平成8年11月5日	都立戸山高等学校					○
5	避難所施設利用に関する協定書	平成9年2月21日	都立新宿高等学校					○
6	避難所施設利用に関する協定書	平成9年8月6日	都立新宿山吹高等学校					○
7	新宿区と長坂町との相互援助協定	平成11年3月29日	山梨県長坂町（北杜市に承継）			○		
8	災害救助用資機材等の保管に関する覚書	平成15年5月6日	都立新宿高等学校					○
9	新宿御苑における緊急避難用門の設置等及び維持管理並びに災害発生時の開門に関する覚書	平成23年5月18日	新宿御苑管理事務所					○
10	新宿区と沼田市との災害時における相互援助に関する協定	平成24年10月30日	群馬県沼田市			○		
11	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（赤穂義士親善友好都市）	平成25年4月1日	北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、滋賀県野洲市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市			○		
12	災害時の情報交換に関する協定	平成25年4月25日	国土交通省関東地方整備局			○		
13	避難所施設利用に関する協定書	平成25年7月8日	都立総合芸術高等学校					○
14	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	平成25年7月10日	東京都水道局		○			
15	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	平成26年3月14日	特別区			○		
16	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書	平成27年3月16日	東京都		○			
17	災害時における施設等の提供の協力に関する協定	平成28年3月17日	国土交通省関東地方整備局東京第一営繕事務所及び総務省東京行政評価事務所					○
18	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	平成29年6月28日	東京都		○			
19	避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書	平成31年3月15日	東京都建設局					○
20	新宿御苑における避難場所運営用資機材の保管及び災害発生時の運用に関する覚書	令和2年3月6日	新宿御苑管理事務所					○
21	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	令和3年12月27日	東京都、都内区市町村			○		
22	帰宅困難者等一時滞在施設の提供に関する協定	—	各施設					○

(2) 公共的団体等・民間団体・私立学校等との協定・覚書等の締結状況

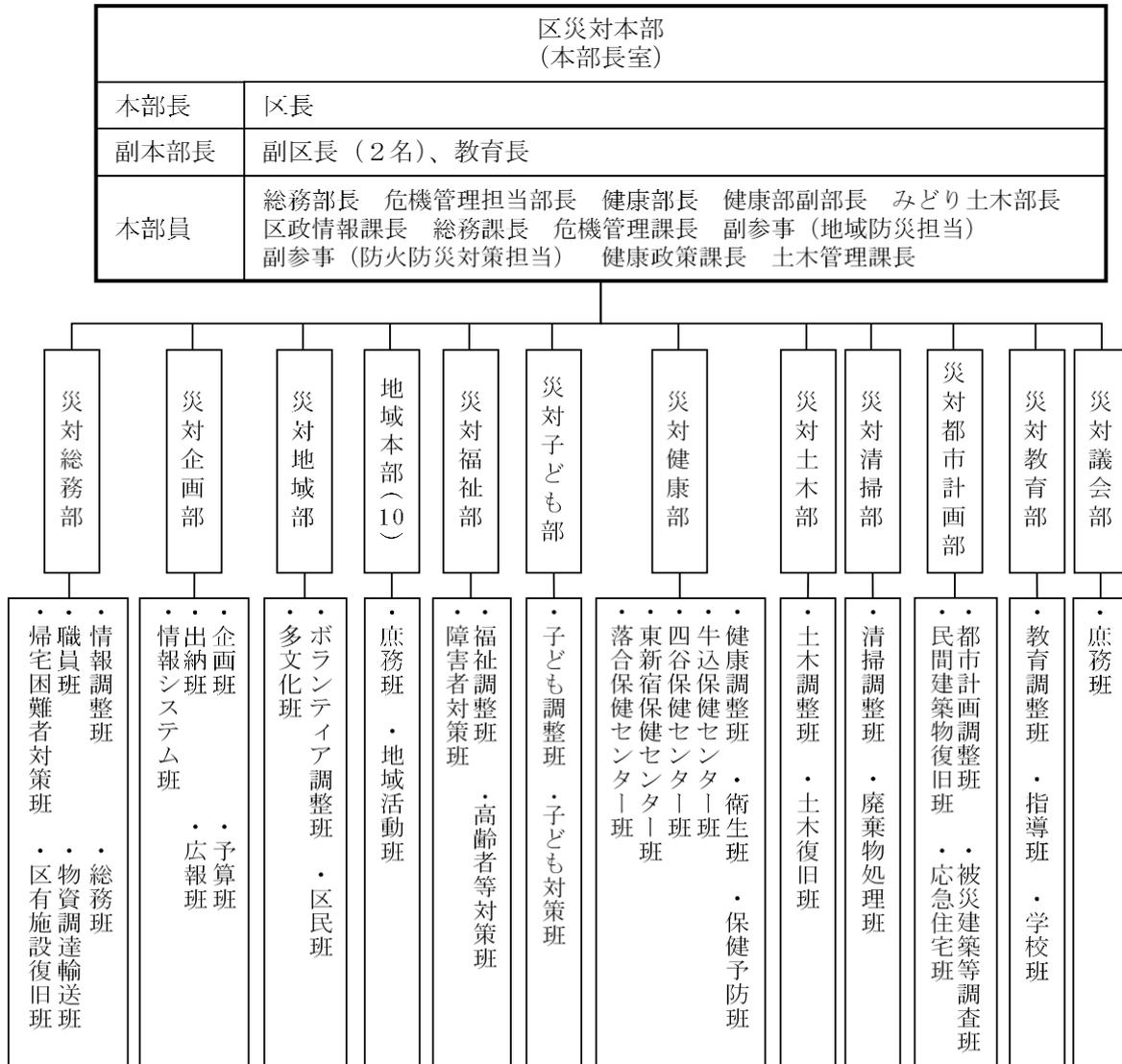
令和7年4月1日現在

No.	協定・覚書等の名称	締結年月日	協定・覚書等の相手方	協定・覚書等の種別				
				物資供給・ 輸送・寄附	給水・ 生活用水 確保	情報交換・ 相互援助	医療救護・ 応急救護	避難所・帰 宅困難者等 一時滞在施 設・避難場 所の確保
1	災害時の医療救護活動についての協定書	昭和51年11月18日	社団法人新宿区医師会（現：一般社団法人新宿区医師会）				○	
2	災害時における石油類の優先供給に関する協定	昭和59年2月9日	東京都石油商業組合第二方面支部	○				
3	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定	平成8年3月28日	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部（令和3年9月8日に改めて協定締結）	○				
4	避難所利用に関する覚書	平成8年4月1日	学校法人早稲田大学					○
5	避難所利用に関する覚書	平成8年4月1日	学校法人東京医科大学					○
6	避難所利用に関する覚書	平成8年4月16日	学校法人成城学校					○
7	災害時の応急救護活動についての協定書	平成8年7月31日	社団法人東京都柔道整復師会新宿支部（現：公益社団法人東京都柔道整復師会新宿支部）				○	
8	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	平成8年7月31日	社団法人新宿区歯科医師会、社団法人東京都歯科医師会牛込支部・四谷支部（現：一般社団法人東京都新宿区歯科医師会、一般社団法人東京都新宿区四谷牛込歯科医師会）				○	
9	災害時の救護活動についての協定書	平成8年7月31日	新宿区薬剤師会（現：一般社団法人新宿区薬剤師会）				○	
10	災害時の応急給水等の確保に関する協定	平成8年11月7日	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部		○			
11	避難所利用に関する覚書	平成8年12月4日	学校法人富士短期大学					○
12	災害時における棺等葬用品の供給等の協力に関する協定	平成10年3月20日	全東京葬祭業協同組合連合会	○				
13	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定	平成10年3月20日	社団法人全国霊柩自動車協会（現：一般社団法人全国霊柩自動車協会）	○				
14	避難所利用に関する覚書	平成12年7月6日	学校法人学習院					○
15	災害時における資機材及び施設等の提供に関する協定	平成12年8月30日	社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（現：一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）					○
16	災害時における応急給水に関する協定	平成15年8月1日	学校法人早稲田大学		○			
17	災害時における動物救護活動に関する協定書	平成15年9月19日	東京都獣医師会新宿支部（現：公益社団法人東京都獣医師会新宿支部）				○	
18	避難所利用に関する覚書	平成16年6月17日	学校法人東京理科大学					○
19	災害時等における清涼飲料水の供給等に関する協定書	平成20年3月26日	株式会社八洋	○				
20	災害時における生活用水確保のための協定	平成23年4月1日	学校法人学習院		○			
21	災害時における生活用水確保のための協定書	平成23年4月1日	東日本電信電話株式会社東京支店（現：株式会社NTT東日本東京北支店）		○			
22	災害等発生時における施設の提供に関する協定書	平成24年2月15日	新宿ホテル旅館組合					○
23	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	平成25年12月27日	一般社団法人新宿区薬剤師会				○	
24	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	平成25年12月27日	株式会社メディセオ				○	
25	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	平成25年12月27日	株式会社スズケン				○	
26	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	平成25年12月27日	アルフレッサ株式会社				○	

No.	協定・覚書等の名称	締結年月日	協定・覚書等の相手方	協定・覚書等の種別				
				物資供給・ 輸送・寄附	給水・ 生活用水 確保	情報交換・ 相互援助	医療救護・ 応急救護	避難所・帰 宅困難者等 一時滞在施 設・避難場 所の確保
27	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	平成25年12月27日	東邦薬品株式会社				○	
28	災害用医薬品の備蓄及び供給に関する協定	平成26年6月26日	一般社団法人新宿区薬剤師会				○	
29	災害時等における調理業務に関する協定	平成29年6月1日	東京ビジネスサービス株式会社	○				
30	災害時における施設の利用に関する覚書	平成29年6月26日	新宿サブナード株式会社					○
31	災害時における輸送業務に関する協定書	平成29年12月25日	東京都個人タクシー協同組合新宿支部	○				
32	災害時における物流業務等の協力に関する協定	平成30年6月1日	一般社団法人東京都トラック協会新宿支部	○				
33	簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書	令和元年11月22日	特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク	○				
34	災害時における物資の優先的供給に関する協定書	令和元年12月12日	セッツカートン株式会社	○				
35	災害時における生活用水確保のための協定	令和4年7月25日	社会福祉法人大和会		○			
36	災害時における生活用水確保のための協定	令和4年7月25日	株式会社富田染工芸		○			
37	災害時等における清涼飲料水の供給等に関する協定書	令和4年9月22日	ダイードリンコ株式会社	○				
38	災害用備蓄物資の有効活用の協力に関する覚書	令和5年6月30日	公益社団法人日本非常食推進機構	○				
39	災害時における生活用水確保のための協定	令和5年9月28日	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社		○			
40	災害救助物資の供給等に関する協定書	令和6年2月27日	マルコム株式会社	○				
41	災害時等における清涼飲料水の供給等に関する協定書	令和6年5月22日	株式会社伊藤園	○				
42	災害時等における栄養・食生活支援活動の協力に関する協定書	令和7年3月17日	公益社団法人東京都栄養士会	○				
43	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設及び運営に関する協定	—	二次避難所（福祉避難所）各民間施設					○
44	災害時等における応急活動に関する協定	—	各施設指定管理者					○
45	帰宅困難者等一時滞在施設の提供に関する協定	—	各団体					○

※上記（１）及び（２）は、区が締結している災害備蓄物資の供給に関連する協定・覚書等を抜粋して記載しており、上記以外にも各種協定・覚書等を締結している。

区災害対策本部の組織体制（震災時）



※ 本部長は、必要があると認めるときは、新宿区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。

本部調整会議	
本部長室構成員	各部長 (本部長室構成員である部長を除く)
部長補佐 (本部長室構成員である部長補佐を除く)	地域本部長 (必要に応じて招集)

「新宿区事業継続計画」（令和7年3月）から引用

※災害備蓄物資の供給に関連する事項を中心に一部抜粋

〇〇学校避難所運営管理マニュアル (標準版)

平成27年6月24日改定

令和7年10月1日改定

危機管理担当部危機管理課

第1部はじめに	5
1 避難所の開設・運営にあたって	6
2 「避難所」とは	7
3 避難所生活のルール	8
第2部避難所の運営管理について	9
1 避難所の開設	10
2 避難所開設・運営手順	11
第3部避難所運営管理作業	12
作業0 避難所運営管理組織の立ち上げ	15
作業1 施設の安全点検	16
作業2 各滞在スペース等の配置(原則的対応)	17
作業3 地域本部への連絡	22
作業4 災害情報の収集	23
作業5 避難所内・地域への情報の伝達	24
作業6 避難者の収容・受付①(原則的対応)	25
作業7 避難者受付カードの整理	35
作業8 ボランティアへの対応	36
作業9 マスコミ取材等の対応	38
作業10-1 トイレの確保①	40
作業10-2 トイレの確保②	41
作業10-3 トイレの確保③	44
作業10-4 トイレの確保④	45
作業10-5 トイレの確保⑤	46
作業11 傷病者の対応・健康管理	47
作業12 避難所内の衛生管理	49
作業13 避難所内の安全・安心の確保	53
作業14 避難所生活環境の確保(一般避難者)	55
作業15 ペット同行避難者への対応	57
作業16 照明の確保	59
作業17 物資の管理・配布	61
作業18-1 食糧の配給	63
作業18-2 アルファ化米の炊き出し	67
作業19-1 飲料水・生活用水の確保①(水の種類の確認)	69
作業19-2 飲料水・生活用水の確保②(飲料水の確保)	70
作業19-3 飲料水・生活用水の確保④(生活用水の確保)	74
作業20-1 要配慮者等への対応①(対象者)	75
作業20-2 要配慮者等への対応②(受け入れ等)	76
作業20-3 要配慮者等の対応(外国人)	79
作業21 女性専用スペース等避難所運営体制の構築	82
作業22 女性相談窓口等の設置	84

第4部 作業に使用する各種資料集

資料① 安全点検表
資料① (別紙)建物確認チェックシート
資料② 避難者受付カード
資料③ 避難所登録カード
資料④ 集計表
資料⑤ 救援物資確認書
資料⑥ 情報連絡記録票
資料⑦ 備蓄物資等受払簿
資料⑧ 協議事項等記録用紙
資料⑨ 避難所生活のルール
資料⑩ 避難者登録カード(外国人用)
資料⑪ 多言語指差しボード(外国人用)

第5部 各種資機材取扱いマニュアル

M1 アルファ化米作成
M2 仮設トイレ(イーストアイ)マンホールトイレ
M3 仮設トイレ(ベンチャー)マンホールトイレ兼溜め置き式トイレ
M4 新型バーナー
M5 発電機(ヤマハ・ホンダ)
M6 ろ水機
M7 スタンドパイプ(消火栓)
M8 応急給水栓
M9 段ボール間仕切り
M10 受水槽
M11 備蓄物資一覧

(参考資料)

第6部 各様式集「避難所避難者・在宅避難者等の支援ガイドライン(東京都)」(抜粋)

1 避難所運営委員会用 様式集(抜粋)
(1) 事務引継書
(2) ボランティア受付簿
(3) 取材・調査受付簿
(4) 相談等対応メモ
(5) 保健師等活動記録様式
(6) 避難所生活環境チェックリスト
(7) ペット等受付簿
(8) 火災予防自主点検表
(9) 支援物資等受入一覧表
(10) 差し物受付簿
(11) 衛生環境の確保チェックリスト

- 2 避難所運営委員会用 参考資料(抜粋)
 - (1) 避難生活に配慮を要する方への対応
 - (2) ころの健康
 - ① 被災者の心のケア
 - ② 支援者(避難所運営側)の心のケア
 - ③ 子供の心のケア
 - (3) トイレ設置関係資料
 - (4) 食中毒予防関係資料(食中毒予防ブック)
 - (5) 避難所の防火対策
- 3 避難所掲示用 様式集(抜粋)
 - (1) 地域の被害状況
 - (2) 避難所利用者名簿(公開用)
 - (3) 避難所退所者名簿(公開用)
 - (4) ボランティア向け周知文
 - (5) マスコミ・調査希望者向け掲示
 - (6) トイレの使用方法に関する注意事項
 - (7) 健康管理関係チラシ
 - (8) 食中毒予防関係資料
 - (9) 災害時の発達障害児・者支援について
 - (10) 女性・子供の被害防止のための普及啓発チラシ

作業13 避難所内の安全・安心の確保	
作業概要	<p>発災後の混乱状態においては、避難所内の防犯にも注意が必要です。避難所生活のルールの周知のほか、夜間時の照明の確保及び避難所内の巡回等を行い、避難所内の安全・安心を確保します。</p>
(1) 避難所生活のルール等の周知・徹底	
<ul style="list-style-type: none"> ☑ 「避難所生活のルール」を目立つ場所に掲示するほか、避難者グループのリーダーを通じ、避難者へ伝えるなどにより避難者へ周知します。 ☑ 人から見えにくい場所や暗い場所、人通りが少ない場所は注意するよう周知します。 ☑ 特にトイレなど死角になりやすい場所や人通りが少ない場所に行くときは、複数人で行動するよう周知します。 	
(2) 防犯対策担当の選任	
<ul style="list-style-type: none"> ☑ 避難所運営管理組織の構成員や避難者の中から、防犯対策担当を選任します。 	
(3) 不審者対応	
<ul style="list-style-type: none"> ☑ 避難所を訪れた方には、必ず窓口で受付をしてもらい、不審者等が立ち入ることがないよう管理します。【庶務・情報連絡部】 ☑ 不審者等を発見した場合は、不審者に声掛けをして抑制することやすぐに通報するなど対応します。 ☑ 相談窓口寄せられた不審情報は、掲示板に掲示するなど避難者へ共有します。 	
(4) 定期巡回の実施	
<ul style="list-style-type: none"> ☑ 防犯対策担当は、定期的に避難所内を巡回し、避難所内の安全確保に努めます。 ☑ 防犯対策担当は、複数人で1グループとして、巡回を行います。なお、女性用トイレや女性用更衣室には、女性が巡回する必要があるため、グループに女性が入るよう配慮します。 	
(5) トイレ等の安全確保	
<ul style="list-style-type: none"> ☑ 特に夜間には、トイレとトイレまでの動線の照明を確保します。照明には、備蓄倉庫内の、ランタン、懐中電灯、投光器、ソーラー充電式ランタン等を使用します。 	

(6) 防犯対策担当の負担軽減

防犯対策担当は固定せず、順次交代するなど柔軟に対応します。

(7) 火災予防対策の実施

- 避難所の防火対策を確認し、防火安全対策を図ります。
- 「火災予防自主点検表」を用いて巡回等を実施します。
- 避難所居住スペース内では、コンロ等の調理器具は使用しないよう呼びかけます。
- 避難所の屋内や屋外、ごみ集積場所等は、整理整頓に努め、定期的に巡回を行い警戒に努めます。

作業17 物資の管理・配布

作業概要

避難所では、避難所避難者や在宅避難者への物資配給拠点となります。各対象への配布場所の確保や配給のルールを定め対応します。また、避難所内の物資は、常に数量を管理し、不足が生じる場合には、地域本部（〇〇特別出張所）へ要請を行います。

(1) 備蓄物資の確認

備蓄倉庫入り口付近に設置している「備蓄物資一覧表」を使用し、備蓄倉庫内の物資の確認・点検を行います。

(2) 物資置き場の確保

- 庶務・情報連絡部と協力して、トラックが停めやすく、雨に濡れない場所を物資置き場として確保します。
- ※ 備蓄倉庫内には、避難者が避難所生活を送るうえでの必要最低限の生活用品等と1日分の食糧が保管されています。2日目以降については、下表のとおり物資が補給される計画となっています。

区分	内容
1日目	避難所備蓄倉庫内の物資を活用する。
2日目～3日目	避難所備蓄倉庫外の区備蓄倉庫保管物資や東京都備蓄物資を活用する。(トラック等により、各避難所へ物資を輸送)
4日目以降	国からのブッシュ型支援※による物資を活用する。(※必要不可欠と見込まれる物資を区からの要請を待たずに輸送する支援)

支援物資の受け取り・配分等の作業要員が必要となるので、庶務・情報連絡部と協力して、避難所避難者からボランティアを募集し人員を確保します。

(3) 配布場所の確保

- 避難所避難者への物資配布場所を避難所敷地内に確保します。
- 女性用品の配布場所は、物資配布場所とは別に確保します。
- 在宅避難者は普段自宅で生活していることから、配布場所を家庭等の受け取りやすい場所を専用の配布場所として確保するよう配慮します。

(4) 配給要員の確保

配給方法・時間を決め、配給要員を避難者から募ります。

作業18-1 食糧の配給

避難所避難者及び在宅避難者へ食糧を配給します。また、配給前に、庶務・情報連絡部と協議の上、配給方法や時間を決定します。
 各避難所には、避難所避難者の1日分の食糧が備蓄してあります。
 2日目以降の食糧や在宅避難者の食糧については、災害対策本部から順次補給されます。

作業概要

(1) 備蓄食糧の種類

☑ 備蓄倉庫内にある備蓄食糧は下表のとおりです。

品目	対象(目安)
ビスケット	3歳以上75歳未満 ※調理等不要のため、原則1食目とする。
アルファ化米(五目ごはん)	3歳以上75歳未満 ※アレルギー特定原材料等28品目不使用 ※ハラール認証製品
おかゆ	1~3歳未満及び75歳以上 ※アレルギー特定原材料等28品目不使用
粉ミルク(一般用)	1歳未満
粉ミルク(アレルギー用)	粉ミルク調乳用
ミネラルウォーター(1.5ℓ)	避難者の飲料水
ミネラルウォーター(2ℓ) ※受水槽のない避難所のみ	
ベビーフード	7か月以上2歳以下
アレルギーフリーゾット	アレルギーをお持ちの方用 ※アレルギー特定原材料等28品目不使用

- ☑ アルファ化米は、かやくを入れないことで白米としても炊き出しが可能です。
- ☑ 1日目の第1食目は、原則、調理等不要なビスケットを配給します。

(2) 配給数の決定

- ☑ 庶務・情報連絡部と協議し、配給数を決定します。
- ※ 配給数を検討する際は、直近の避難所避難者数と在宅避難者数の集計を参考にします。

(5) 配給の周知

- ☑ 配給方法・時間等を施設内および地域に周知します。
- ☑ 配給方法・時間等の周知は、施設内の掲示板への掲示や在宅避難者に対しては、避難所の入り口付近へ掲示するなどして周知します。

(6) 物資の配布

- ☑ 庶務・情報連絡部から、避難者数の情報を確認し、配布量を決定します。
- ☑ 備蓄倉庫や物資置き場から配布場所に物資を移動します。
- ☑ 配布は、「避難所登録カード」の半券の提示と引き換えに実施します。
提示を受けた「避難所登録カード」の半券には、配布したことが分かるよう、「日時」や「配布物資」等を記入します。※避難所避難者、在宅避難者共通
- ☑ 在宅避難者のうち、物資の配布を受けるために初めて避難所へ来た避難者へは、受付で「避難所登録カード」による登録手続きを行うよう案内します。
- ☑ 避難者リーダーやマニション管理組合等が物資をまとめて受け取りに来た際は、「避難所登録カード」の半券の枚数分の物資を配布します。
- ☑ 女性用品の配布場所では、女性が必ず配布します。
- ☑ 備蓄倉庫内の物資や支援物資を配布した際は、「備蓄物資等受払簿」により、在庫の管理を行います。
- ☑ 物資の配布状況や在庫数を、適宜、庶務・情報部へ共有します。
- ☑ 物資の配布ルールについては、作業18-1「食糧の配給」を参照します。

※食糧の配給について、次ページ以降を参照します。

(3) 配給の準備

- 決定した配給数を準備します。
- 備蓄倉庫内にある下表の資機材を、必要に応じて準備します。

品目	概要
炊き出しセット（釜、大鍋）	アルファ化米炊き出し用
バーナー	水の煮沸用
コンパネ	バーナー下敷き用。 ※熱による地面変色防止等のため
発動発電機	バーナーの電源用
ガソリン缶詰	発動発電機の燃料
灯油缶詰	バーナーの燃料
エンジンオイル	発動発電機用
コードリール	電源コード延長用
卓上コンロ・卓上コンロ用ガスボンベ	粉ミルク調乳用、ほ乳瓶消毒用
ほ乳瓶	粉ミルク、液体ミルク授乳用
やかん	アルファ化米炊き出し用等
キッチンググローブ	給食時の衛生管理用
紙皿（平皿、お椀）	食糧提供用
食品包装用ラップフィルム	紙皿等の包装用 ※紙皿は再利用し、フィルムのみ廃棄
乳児用スプーン	乳児専用
割り箸	一般避難者用 ※アルファ化米、おかゆ、アレルギーフリーゾットにはスプーン同封。

(4) 配給要員の確保

- 配給方法・時間を決め、配給要員を避難者から募ります。

(5) 配給の周知

- 配給方法・時間等を施設内および地域に周知します。
- 配給方法・時間等の周知は、施設内の掲示板の使用や在宅避難者に対しては、避難所の入り口付近へ掲示するなどして周知します。

(6) 配給の実施

- 配布は、「避難所登録カード」の半券の提示と引き換えに実施します。
提示を受けた「避難所登録カード」の半券には、配布したことが分かるよう、「日時」や「配布物資」等を記入します。※避難所避難者、在宅避難者共通

- 在宅避難者のうち、物資の配布を受けるために初めて避難所へ来た避難者に、受付で「避難所登録カード」による登録手続きを行うよう案内します。

- 避難者リーダーやマニション管理組合等が物資をまとめて受け取りに来た際は、「避難所登録カード」の半券の枚数分の物資を配布します。

- 配給数の実績は、次の配給の際の目安となるため、集計・記録をおこないます。配布状況や在庫数は、適宜、庶務・情報連絡部へ共有します。

(7) 配給時のルール

- 配給時や食品、物資を介して感染拡大の懸念があるため、食事・物資の配布時には、次のことに注意して作業を行います。
 - 食品等を保管する場所は常に清潔に保ちます。
 - 食品等を置く場所やテーブルは、事前にアルコール消毒液や次亜塩素酸ナトリウム（漂白剤を希釈して作成）等で拭きます。
 - 配給場所に、手指消毒液を設置し、配給を受ける避難者に手指消毒を行ってもらうよう案内します。
 - 食品等は手渡しせず、机に並べているものを避難者自身が取るようにします。
 - 食事は1時間以内に消費してもらおうよう案内します。
 - 配給等の担当者は、マスクとキッチンググローブ（もしくはニトリル手袋）を着用して対応します。
 - 配給場所が密集にならないよう、避難者グループごとに配給時間をずらす対応を行います。

(8) 物資等配布後の在庫管理

- 物資・食糧の配布の都度、「備蓄物資等受払簿」に記入し、在庫数を管理します。

<p>(9) 支援物資の受入</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 災害対策本部から食糧や生活必需品などの物資が到着した際は、物資置き場でボランティアと一緒に受け入れ作業をします。</p> <p>物資置き場のスペースに余裕がない場合には、備蓄倉庫の空きスペースなどを活用します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受け入れた物資は、「備蓄物資等受払簿」により在庫数を管理します。</p>	<p>(10) 不足物資の確認</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 「備蓄物資等受払簿」により今後、不足が想定される生活必需品や食糧等を確認します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 必要数量については、避難者数や直近の配布数を考慮します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 避難者のニーズを確認したうえで、新たに必要な生活必需品等を検討します。</p>
<p>(11) 物資の調達要請</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 庶務・情報連絡部に、不足する物資の「品目」と「必要数」を伝えます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 庶務・情報連絡部は、無線機、災害情報システムへの入力、伝令のいずれかにより、地域本部（〇〇特別出張所）へ要請します。</p>	

作業20-1 要配慮者等への対応①(対象者)

避難所において配慮が必要な方、例えば高齢者、障害者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病の方、傷病者、医療的ケアを必要とする者等の体調が悪くならないよう、スペースの確保や、避難者全員で見守る体制づくりが重要です。

要配慮者のために、二次（福祉）避難所が開設されますが、二次避難所の開設までには時間を要することが想定されるため、二次避難所開設までの間、一次避難所で、できる限り過ごしやすい環境を整備します。

要配慮者の項目を確認し、それぞれの事情に合わせた対応を行います。

(1) 要配慮者の種別

要配慮者の種別は下表のとおりです。

No.	項目	概要
1	妊婦	妊娠している婦人
2	乳児	生後1カ月から満1歳未満までの子
3	幼児	満1歳から小学校就学までの子ども
4	車椅子使用	車椅子を使用している方
5	身体障害者	視覚障害（目の見えない方）、聴覚障害（耳の聞こえない方）、上肢障害、下肢障害（両手足、体幹の一部または全部に障害がある方）、内部障害（体の内部に障害のある方）
6	知的障害者	知的機能の障害が発達期にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にある方
7	精神障害者	「幻覚」や「妄想」が特徴的な症状だが、その他にも様々な生活のしづらさが障害として表れることが知られている。
8	高齢者（75才以上）	75才以上の方
9	慢性疾患患者	糖尿病や高血圧に代表される長期間にわたって治療が必要な病気の総称
10	外国人	外国籍の方
11	その他	上記以外に配慮が必要な方

作業20-2 要配慮者等への対応②(受け入れ等)

作業概要

要配慮者の把握を行うとともに、事情に合わせた配慮を行います。また、二次避難所へ移動するまでの流れを確認します。

(1) 受け入れと把握、対応

要配慮者の数は、「避難者受付カード」を別に集計する等により、出来る限り正確な人数を把握します。

【9避難者利用者の事情に合わせた配慮の方法】の表を参考に配慮してほしいことのアレンジを行い、相談等対応メモに記録します。

二次避難所へ収容すべき要配慮者の人数を、区職員によるスクリーニングの実施を踏まえ、情報を適宜、地域本部へ報告します。

※スクリーニングとは、医療機関や二次避難所等の搬送先について振り分けを行うことをいいます。

(2) 要配慮者の二次避難所移動までの流れ

二次避難所の開設には時間を要することが想定されるため、二次避難所開設までは、一次避難所で要配慮者を受入れます。

一次避難所で受け入れを行う間は、要配慮者の生活環境を整える必要があります。生活環境を整えるために必要な物資について、適宜、地域本部へ要請を行います。

要配慮者は、地域本部から二次避難所開設の連絡があり次第、二次避難所へ移動します。移動にあたっては、区職員が対応します。

(3) 一次避難所の生活環境の整備

要配慮者の居住スペースは、階段を登るのが困難である高齢者や障害者への配慮のため、1階の部屋を確保します。

障害者には、それぞれ特性があり、集団生活のなかでパニックを起こしてしまう方もいます。様々な要因を想定し、複数の居住スペースを確保します。

一般避難者に比べ要配慮者は、避難所生活の中で健康状態が悪化するリスクが高いため、備蓄倉庫内にある下表(次ページ)の生活資機材を使用し、可能な限り生活環境を整えます。

対象者	備蓄品	備考
女性	ワンタッチプライベートテント	授乳・更衣用
	ポップアップテント	
	生理用品	配布する際は、女性が配布するなど配慮が必要
乳児	紙おむつ	サイズは S,M,L
	おしりふき	
	紙おむつ	サイズは S,M,L
高齢者	尿取りパット	男女兼用
聴覚障害者	筆談器	
内部障害	ストーマ器具	東新宿保健センターで保管しているため、地域本部へ要請
外国人	避難所生活のルール	
	指差しボード	
	ワンタッチテント	備蓄倉庫内に40張 区備蓄倉庫に60張
一般避難者と共通	寝袋	備蓄倉庫内に20個 区備蓄倉庫に80個
	毛布	備蓄倉庫内に100枚
	(避難者1人につき2枚)	
	エアマット	備蓄倉庫内に100個
	アルミマット	備蓄倉庫内に100個
	間仕切り	防寒シートセットの梱包箱を使用
	段ボールベッド	災害時協定により調達

※区備蓄倉庫は、広域的な活動資機材の備蓄物資や避難所備蓄物資の追加供給用等を保管している倉庫です。避難所とは別に40箇所程度あります。

※ワンタッチテント等の物資(上表の「一般避難者と共通」の物資)を一般避難者に対して配布する場合は、要配慮者への配布後、余裕がある場合に行います。

作業21 女性専用スペース等避難所運営体制の構築

作業概要

避難所内には、物干し場や、更衣室、授乳室など女性専用スペースを設けるとともに、男女間のニーズの違い等に配慮した避難所運営を行います。

(1) 避難所チェックシートの活用

☑ 避難所生活において、異性の目が気にならない環境、性犯罪などの犯罪を防ぐ安全な環境などに配慮します。

☑ 具体的な内容については、「避難所生活環境チェックシート」を参照し、可能な限り実施します。

(2) 間仕切り等の活用

☑ 間仕切り（防寒シートセットの梱包箱）やポップアップテント（黄色）、ワンタッチテント（青色）、ワンタッチプライバシーテント（赤色）を活用し、各専用スペースの設置検討（体育館ステージや教室などを活用）を行います。

○ 間仕切り



○ ポップアップテント（黄色）



○ ワンタッチテント（青色）



○ ワンタッチプライバシーテント（赤色）



☑ 避難者（一般避難者含む。）の居住スペースを確保する際は、可能な限り、一人当たりの居住スペースとして3.5㎡を確保できるよう努めます。

(4) ニーズの把握

☑ 定期的に【9 避難者利用者の事情に合わせた配慮の方法】の表を参考に、要配慮者のニーズの把握や記録対応を行います。

(5) 要配慮者の体調管理

☑ 作業11「傷病者の対応・健康管理」を参考に、定期的な避難者の体調等の聞き取りや対応を行います。

(6) 災害時要援護者名簿登録者への安否確認

☑ 民生委員・児童委員等が災害時要援護者名簿を用いて安否確認を実施し、地域本部に報告を行います。

避難所においても災害時要援護者名簿を活用して、避難者の安否確認を行い、地域本部に結果を報告するとともに、情報の共有を図ります。

(3) 授乳スペースの設置

- 避難者に乳幼児がいる場合、授乳やおむつ代え等を行う場所を確保する必要があります。
- 専用の教室などの確保が望ましいですが、確保が難しい場合には、ワンタッチブライベートテント等を使用し、授乳スペースを確保します。

(4) 更衣室（着替え室）の確保

- 男女の更衣室を確保し、利用のルールを決めます。
- 専用の教室などの確保が望ましいですが、確保が難しい場合には、ワンタッチブライベートテント等を使用し、更衣室を確保します。

(5) 洗濯場・干し場の設置と管理

- 異性の目線を気にせず、下着などを安心して洗濯し、干せる場所を検討します。また、洗濯物干し場の管理を行うため、担当者を決めるなど仕組みづくりを行います。

(6) 子供の遊びスペースの確保

- 子どもが気兼ねなく遊べるスペースを検討します。

(7) 男女別トイレの確保

- トイレの使用状況に配慮をしながら、トイレを男女別に使える方法を検討します。
- 女性用と男性用の割合は、3：1を目標に確保します。

(8) 女性用品の配付

- 女性用品については、女性から配布するよう配慮します。また、1個ずつではなく、袋に一人分ずつまとめて配布や女性専用スペースに常備するなど工夫します。

(9) 避難所運営への参画

- 炊き出しや洗濯、清掃など、家事全般が女性の仕事といった役割分担をせず、「男女問わずできる人がやる」という方針で運用します。
- 避難所の運営にあたり、女性の声を生かし、きめ細かな配慮を行うため、避難所の運営に女性が参画できる環境づくりに配慮します。

新宿区避難所開設・運営方針

平成 23 年 8 月 31日

新宿区区長室危機管理課

〈区立小中学校避難所版〉

1 避難所の自主開設基準等

避難所の自主開設及び参集基準は、震度 5 弱以上の地震が発生した場合とする。

【平日（学校職員在校時の場合）】

- 避難所運営管理協議会代表世話人、幹事及び各活動部長は、新宿区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、避難所に参集し、避難所を開設する。
- 学校長は、新宿区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、避難所運営管理協議会の役員等が到着する前において、避難所の開設準備に着手する。

【夜間・休日（学校閉校時の場合）】

- 学校施設管理協力員は、新宿区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、避難所に参集し、校門及び施設を開放する。
- 避難所運営管理協議会代表世話人、幹事及び各活動部長は、新宿区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、避難所に参集し、避難所を開設する。
- 学校長、副校長及び区内在住教職員は、新宿区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、避難所に参集し、避難所運営の協力を行う。

2 避難所運営の指揮命令系統

避難所運営上の命令及び決定は、避難所運営管理協議会代表世話人が行う。

【避難所運営上の決定権限等】

- 避難所に係る命令・決定は、避難所運営管理協議会代表世話人が行う。
- 代表世話人が不在の場合は、幹事が行う。
- 上記の者が不在の場合には、区職員（地域本部地域活動班）のリーダーが行う。
ただし、区職員が到着するまでの間、学校長及び副校長が命令・決定を行う。

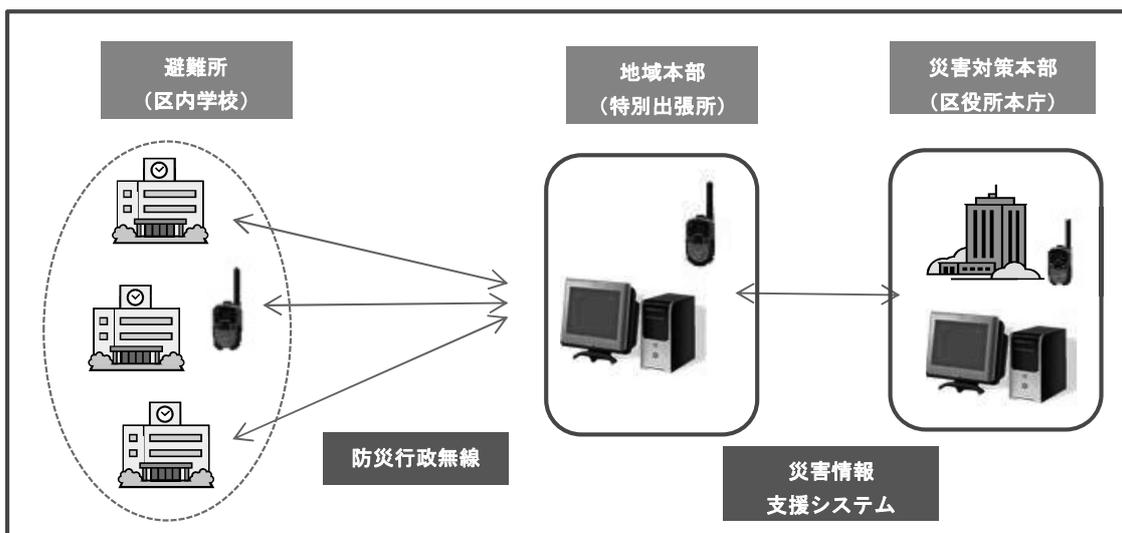
3 情報収集・伝達

避難所からの情報収集及び避難所への情報伝達は、地域本部を通じて行う。

【避難所情報の収集伝達】

- 避難所からの情報は、管轄する地域本部（特別出張所）で集約し、災害対策本部（区役所本庁）へ連絡する。
- 避難所への情報連絡は、災害対策本部（区役所本庁）から地域本部（特別出張所）を通じて、管轄する避難所へ伝達する。
- 情報収集伝達方法
避難所・地域本部間：移動系防災行政無線
災害対策本部・地域本部間：移動系防災行政及び災害情報支援システム

➡ 情報収集・伝達の流れ



➡ 情報の種類 〈発災初動期の事例〉

【避難所運営管理協議会が収集・伝達する情報】

- 避難所開設情報
 - － 避難者（住民、帰宅困難者、災害時要援護者、負傷者）の状況、避難所運営人員・体制、施設の状況、必要物資など
- 地域の被災情報や救出・救護情報

【災対教育部学校班が収集・伝達する情報】

- 児童・生徒の安否確認
- 学校施設の被災状況

※児童・生徒の安否確認及び学校施設の被災状況は、最優先情報として、災対教育部への情報提供を行う。

4 区職員（災害対策要員）の役割

避難所へは、情報連絡要員を派遣する。また、状況に応じ、避難所運営支援を行うため、区職員（地域本部地域活動班）を派遣する。

- 避難所へ管轄する地域本部（特別出張所）から情報連絡要員を派遣する。
 - － 情報連絡要員は、地域本部との情報連絡や支援にあたる。
- 避難所開設の状況に応じ、地域本部から避難所運営の支援を行うための区職員（地域活動班）を避難所へ派遣する。
 - － 地域活動班員は、避難所運営管理協議会及び学校等と協力し、避難所の運営を支援する。

5 学校教職員（災害対策要員）の役割

区立学校教職員は、災対教育部学校班員として、班長（学校長）の指揮のもとに、避難所の開設に協力する。

- 学校班に避難所開設協力担当を置き、避難所の開設及びその期間中の運営に協力し、応急活動を行う。

【学校班の分掌事務】

- ① 児童、生徒及び園児の避難誘導及び収容保護に関すること。
- ② 児童、生徒及び園児の保護者への引き渡しに関すること。
- ③ 児童、生徒及び園児の被災状況調査及び報告に関すること。
- ④ 応急教育計画及び報告に関すること。
- ⑤ 施設の保全管理に関すること。
- ⑥ 避難所開設の協力に関すること。

災害用トイレ 区立公園設置一覧

令和6年7月30日現在

(延べ便器数)

番号	公園名	所在地	ピット貯留型	下水道直結型	収納袋利用型	合計数	
1	新宿中央公園	水の広場 水の広場トイレ ちびっこ広場 ちびっこ広場トイレ 事務所脇トイレ 芝生広場トイレ スポーツコートトイレ	西新宿2-11	6	18		24
						5	5
				28			28
				2			2
				7	5		12
				2			2
				4	4		8
	小計		49	27	5	81	
2	花園公園 ※花園小学校と併用	新宿1-21	3	5		8	
3	みなみもと町公園	南元町20		10		10	
4	富久さくら公園	富久町21	3		1	4	
5	西落合公園	西落合2-19	四村橋脇公衆便所内 2			2	
6	大久保公園	歌舞伎町2-43	2	6		8	
7	西戸山公園 (1号地) (2, 3号地)	百人町4-1			1	1	
			5	5		10	
8	白銀公園	白銀町3	2			2	
9	清水川橋公園	下落合1- 1 外	5			5	
10	戸山東公園	戸山1-19	1			1	
11	抜弁天北公園	新宿7-3	1			1	
12	かば公園	中落合2-16	1			1	
13	おとめ山公園	下落合2-10	4	8		12	
14	鶴巻南公園	早稲田町78		5		5	
15	新小川公園	新小川町3	2			2	
16	柏木どんぐり公園	北新宿2-19	1			1	
17	新宿公園	新宿2-9	太宗寺内公衆便所内 3	3		3	
						3	
18	大久保きんもくせい公園	大久保3-8		10		10	
19	葛ヶ谷公園	西落合2-1	1			1	
20	山伏公園	北山伏町1	1			1	
21	新左門児童遊園	西落合2-1	1			1	
22	須賀公園	須賀町8			1	1	
23	なんど児童遊園	納戸町19			1	1	
24	中根坂東公園	納戸町44	1			1	
25	四谷見附公園	四谷1-12			4	4	
26	西大久保公園	大久保1-17			3	3	
27	花園西公園	新宿1-32			1	1	
28	やよい公園	中落合3-14			1	1	
29	高田馬場公園	高田馬場4-22			1	1	
30	みょうが坂児童遊園	四谷4-23			1	1	
31	戸塚公園	高田馬場3-40			1	1	
32	西早稲田児童遊園	西早稲田3-20			1	1	
33	淀橋さくら公園	西新宿5-1		10			
	合計		88	89	22	186基	

【下水道直結型】

汚物を下水道本管に直接流せるタイプです。

【ピット貯留型】

汚物貯留用ピットが設置されたトイレで、震災時便器の底を割って使用するものと、ピット上に仮設トイレを設定して使用するものがあります。満杯になったら、バキュームカーにより汚物を抜く必要があります。

【収納袋利用型】

洋式便器内に、便を収納する袋を設置して利用するタイプです。

※カッコ内の数字について

1つの個室に2種類のトイレ形態があるため、使用時はどちらか1つの使用となるものです。

刊行物作成番号
2025-6-5101

令和7年度
行政監査結果報告書
備蓄倉庫等における災害備蓄物資の管理について

令和8年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話 (03) 5273-4579 (ダイヤル)
FAX (03) 5273-3539

この刊行物は、業者委託により300部印刷製本しています。その経費として、1部当たり462円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。